

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	68 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	48 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から62年3月まで  
② 昭和62年6月から平成4年3月まで  
③ 平成4年4月から7年2月まで

私は、昭和56年4月に仕事で大きな損失を被り、夫婦二人分の国民年金保険料が納付できない時期があったが、平成元年8月に大きな取引が成立し、そのころ、A社会保険事務所でこれまで未納となっていた夫婦二人分の保険料のうち納付可能な期間の保険料を、私がすべてまとめて納付した(申立期間①及び②)。

その後、私が年に1回か2回はA社会保険事務所へ出向き、その時点までの未納となっている保険料を一括納付した(申立期間②及び③)。

また、平成4年4月から7年2月までの期間の保険料についても、それまで同様に保険料を納付しており、私と妻は免除申請をした記憶は無い(申立期間③)。

申立期間①、②及び③について、保険料の納付記録が無く、申立期間①及び②が未納と、申立期間③が申請免除と記録されていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和59年7月から同年9月までの3か月について、申立人は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人の妻の納付記録が、60年8月6日付けで、同期間を含む58年10月から59年9月までの保険料が未納から納付済みへ記録訂正がなされており、申立期間①のうち、同年7月から同年9月までの間について、申立人が

妻の保険料と一緒に自身の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの間、申立期間②及び③について、申立人は、申立人の仕事上の取引で 56 年ごろに損失があり、申立人夫婦の保険料が納付できない期間があったが、平成元年 8 月ごろに多額の収入があり、そのころ、A 社会保険事務所において、申立人が、夫婦二人分の未納期間の保険料のうち、納付可能な期間の保険料をまとめてさかのぼって納付し（申立期間①のうち、昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間②。）、その後も年に 1 回か 2 回程度、同社会保険事務所において、その時点で未納であった保険料を納付し（申立期間②及び③。）たが、免除申請をした記憶は無い（申立期間③）と申し立てている。

しかし、申立人が、自身の保険料と一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間のうち、上述の期間は申立人と同様に未納又は申請免除であり、申立人は、当時の保険料の納付方法などについての記憶は定かでないとしている。

また、仮に、申立人の陳述どおり、平成元年 8 月ごろに過去の保険料を納付したとしても、その時点において、申立期間①のうち、昭和 59 年 10 月から 62 年 3 月までの期間及び申立期間②のうち、一部の期間の保険料は、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、平成元年 8 月以降、年に 1 回か 2 回程度、A 社会保険事務所において、そのときまで未納であった保険料を納付したと陳述しているが、仮に、社会保険事務所で未納期間の保険料を納付した場合、その未納期間には納付日までの現年度保険料の未納分も含まれ、年に 2 回納付したとすると、2 回目の納付は、1 回目の納付以降の未納分の現年度保険料が必ず含まれるが、社会保険事務所では、当時、前納保険料以外の現年度保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

なお、申立人及びその妻の納付記録をみると、申立人夫婦は、平成 8 年 6 月から 9 年 3 月までの期間の保険料を 10 年 7 月に、9 年 5 月から同年 10 月までの期間の保険料を 11 年 6 月に、9 年 11 月から 10 年 6 月までの保険料を 11 年 11 月から 12 年 7 月までの各月に、それぞれ過年度納付が可能な最終月の同一日に納付していることが確認でき、申立人が陳述する、納付可能な期間の保険料をまとめてさかのぼって納付したとする期間は、この期間の保険料納付であった可能性は否定できない。

加えて、申立期間③当時の免除申請の手続は、被保険者から市役所に提出された免除申請書が市役所から社会保険事務所へ送付され、社会保険事務所において審査を行い、承認及び却下の審査結果は社会保険事務所から市役所を經由して被保険者に通知される取扱いであった。

審査の結果、免除申請が承認された場合、社会保険事務所において被保険者記録に記載されるとともに、市役所においても社会保険事務所からの通知に基

づき被保険者名簿に記載されることになるが、上述のとおり、申立人及びその妻の社会保険庁の記録及びB市の記録ともに、いずれも、申立期間③については申請免除と記録されていることが確認できる。この2年11か月について、社会保険庁及び市役所でそれぞれ同時に納付記録が欠落し、誤って申請免除と記録されたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間①のうち、昭和59年10月から62年3月までの期間、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①のうち、59年10月から62年3月までの期間、申立期間②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年1月から同年3月まで  
申立期間について、保険料の納付金額は記憶していないが、毎月、夫の分と一緒に夫婦二人分を振込用紙で金融機関で納付した。毎月納付したのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を毎月一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、昭和44年12月18日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された後、51年1月から同年3月までの期間及び申立期間を除き、資格を喪失する平成15年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。また、申立人の夫も、昭和51年1月から同年3月までを除き、資格を喪失する平成14年5月までの保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、夫婦二人分の保険料納付日について、夫婦が所持する国民年金手帳の検認印及び領収書から確認できる昭和44年12月から49年3月までの期間、並びに社会保険庁の記録から納付日が確認できる61年4月から平成14年5月までの期間をみると、申立期間及び同年3月の保険料を除き、すべてが同一日に納付されていることから、夫婦二人分の保険料は基本的に一緒に納付していたものと推定できる。

さらに、申立期間前後の保険料は納付済みであるとともに、申立期間の申立人の夫の保険料については、平成元年2月27日に過年度納付済みであり、納付意識の高い申立人が申立人の夫の保険料を過年度納付した際に、一緒に納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間の夫の保険料納付は、夫婦がB市からC市に転居した平成元年1月の翌月の納付であることから、申立人の申立期間の保険料について、転居に伴い事務的過誤が存在したとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年3月まで

私は、昭和35年に結婚し、36年4月に出産のため会社を退職したが、私の父の勧めで41年8月から国民年金に加入した。父の勧めで加入した国民年金なのに、わずか5か月の保険料を納付した後で、申立期間の保険料を納めなかったはずがない。保険料は近所の住人が集金に来ており、その人に保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料は定かではないが、過去の保険料をまとめて納付したこともあったように思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父の勧めで昭和41年8月に国民年金に加入して以降、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況を見ると、社会保険庁の記録から昭和41年8月に国民年金に任意加入し、60歳期間満了の平成9年\*月まで、申立期間を除き保険料を納付していることが確認できる。また、昭和53年5月から56年12月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間は、付加保険料も加えて納付していることが確認でき、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時は、集金人による印紙検認方式であり、未納があった場合、申立人及び集金人が年金手帳を見て気付くと考えるのが自然である。

さらに、申立人は昭和41年8月に任意加入をしておきながら、わずか5か月のみ保険料を納付し、申立期間後の43年4月から納付を再開したとするのは不自然である。

加えて、申立期間は15か月と比較的短期間であり、申立人の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間についても継続して納付していたとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月から46年3月まで  
② 昭和46年7月から47年3月まで

正確な時期は思い出せないが、A市に住んでいたときに市の集金人が自宅を訪ねて来て、国民年金に加入するよう勧められ、妻が夫婦二人分の加入手続をした。その後、3か月ごとに一人当たり1,350円ぐらいの保険料夫婦二人分を継続してその集金人に納めてきた。

申立期間の保険料を間違いなく納めてきたのに、未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は昭和47年6月に夫婦連番で払い出されていることが、申立人夫婦が所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿双方の記録において確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。

また、払出時点から、2年超さかのぼった期間については、過年度納付は可能であったものの、その場合、3か月ごとに、集金人に納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。



次に、申立期間②について、申立人夫婦の納付記録をみると、本来、市では取り扱えないはずの申立期間直前の昭和 46 年度分 3 か月(昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで。)の保険料について、昭和 47 年 12 月 9 日に市において収納されていることが申立人夫婦が所持する領収証書から確認できる。

また、申立人夫婦の加入手続時期は昭和 47 年 6 月であることが申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日から確認できることから、申立期間②に係る納付書は過年度納付となる昭和 47 年度に市において作成されたものと認められる。この場合、同一年度となる申立期間についても同様の取り扱いがなされた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から46年3月まで  
② 昭和46年7月から47年3月まで

正確な時期は思い出せないが、A市に住んでいたときに市の集金人が自宅に訪ねて来て、国民年金に加入するよう勧められ、夫婦二人分の加入手続をした。その後、3か月ごとに一人当たり1,350円ぐらいの保険料夫婦二人分を継続してその集金人に納めてきた。

申立期間の保険料を間違いなく納めてきたのに、未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人夫婦の国民年金加入手続時期をみると、国民年金手帳記号番号は昭和47年6月に夫婦連番で払い出されていることが、申立人夫婦が所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿双方の記録において確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。

また、払出時点から、2年超さかのぼった期間については、過年度納付は可能であったものの、その場合、3か月ごとに、集金人に納めていたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②について、申立人夫婦の納付記録をみると、本来、市では取り扱えないはずの申立期間直前の昭和 46 年度分 3 か月(昭和 46 年 4 月から同年 6 月まで。)の保険料について、昭和 47 年 12 月 9 日に市において収納されていることが申立人夫婦が所持する領収証書から確認できる。

また、申立人夫婦の加入手続時期は昭和 47 年 6 月であることが申立人夫婦が所持する国民年金手帳の発行日から確認できることから、申立期間②に係る納付書は過年度納付となる昭和 47 年度に市において作成されたものと認められる。この場合、同一年度となる申立期間についても同様の取り扱いがなされた可能性は否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月  
② 平成5年3月  
③ 平成6年3月

私たち夫婦は、昭和50年8月に厚生年金保険から国民年金に加入し、同月から私が夫婦二人分の保険料を同時に、定期的に納めてきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月から夫婦二人分の保険料を同時に、定期的に納めてきたと申し立てている。

そこで、申立期間①である平成5年1月について、妻の納付記録をみると、同年3月に現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認できるとともに、申立期間①の前後の月について、夫婦二人分の保険料納付日をみると、前が同年2月、後が同年4月の同一日に納付していることが同様に確認でき、夫婦二人分の保険料を同時に、定期的に納めてきたとする申立人の陳述に明らかな不合理は認められず、妻と一緒に夫婦二人分を現年度納付した可能性は否定できない。

一方、申立期間②及び③については、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする妻も未納である上、その前後の納付日をみると、5か月において夫婦二人分の納付日が異なっていることが確認でき、夫婦二人分の保険料を同時に納めてきたとの申立人の陳述と符合しない。

また、夫婦二人分の納付日が確認できる平成2年4月から6年11月までの各月の納付日をみると、過年度納付された月が17か月認められる上、そのうちの8か月は時効間際に納付されていることが確認でき、申立期間①前後を除

き、全体的には、定期的に保険料を納付してきたとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、別の同手帳番号の存在はうかがえず、また、申立期間②及び③の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年9月まで

私は、夫と一緒に夫婦で国民年金に加入し、私自身が継続して夫婦二人分の保険料を納めてきた。それなのに私の方だけ申立期間が未納とされているのはおかしい。加入時期、保険料額及び納付場所ははっきり覚えていないが、夫婦の片方だけ納付していることはないはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、加入時以降の国民年金保険料については、定期的に夫婦二人分を一緒に納付していたはずであると申し立てている。

そこで、申立人とその夫の加入手続時期をみると、夫婦そろって昭和50年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿の記録から確認できる。

また、申立人とその夫の納付記録をみると、一緒に夫婦二人分を納付していたとする申立人の夫は、申立期間は過年度納付済みであることが社会保険庁の特殊台帳から確認できるとともに、申立期間を除き、平成19年\*月までの長期間にわたり、納付済期間及び未納期間が夫婦同一であることが市の被保険者名簿、社会保険庁の記録双方から確認できる。

これらの点を踏まえると、加入時以降については、夫婦同一の納付形態を取っていたものと推定でき、9か月と比較的短期間である申立期間についても、夫と同様に、過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び平成元年10月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 平成元年10月から2年3月まで  
③ 平成2年6月から3年3月まで

私は、昭和48年11月に会社を退職し、独立して事業を始めたので、妻が私の国民年金の加入手続を行い、それ以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に郵便局又は銀行で納付してきた。

また、税理士を通じて確定申告しており、平成2年分以降の確定申告書(控)には、国民年金保険料の控除額が記載されている。

一部の免除期間以外は、すべて保険料を納付していたと思っているのに、未納がある上、夫婦で未納期間が異なるのもおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が国民年金に加入して以来、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間①及び②について、申立人及びその妻の特殊台帳を見ると、昭和53年度から59年度までの期間は、ともに前納により保険料を納付している上、60年度以降に係る社会保険庁の記録において、夫婦共に保険料が納付済みとなっている期間の納付日をみると、すべて同一日であることから、基本的に夫婦二人分を一緒に納付していたものと考えられるとともに、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻は、申立期間①及び②は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立人が会社に在職中の昭和48年7月に国民年金に任意加入してから60歳期間満了までの約31年間、51年1月から同年3月ま

での期間及び平成2年6月から3年3月までの期間の合計13か月を除き未納が無い上、申立人も会社を退職した昭和48年11月から60歳期間満了までの約28年間、申立期間①、②及び③の合計19か月を除き未納が無く、保険料の納付意識の高さがうかがえるほか、申立期間①及び②は3か月及び6か月と短期間であることなどを踏まえると、申立期間①及び②について、申立人の妻が自らの保険料のみ納付し、申立人の保険料を納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間③について、申立人は、平成2年分以降(4年分を除く。)の確定申告書(控)を所持していることから、その内容を調査すると、申立人及びその妻共に未納期間の無い5年分以降の確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の控除額は、夫婦二人分の当時の年間保険料額とすべて一致しているが、ともに未納期間となっている申立期間③に関連する2年分及び3年分の確定申告書(控)についてみると、2年分は一人分の年間保険料額しか計上されておらず、3年分は当時の年間保険料額と一致しないなど、不合理な点が見受けられる。

また、申立期間③当時は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、この間、夫婦の納付記録が同時に欠落することは考え難い。

さらに、申立人の妻が申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び平成元年10月から2年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで  
② 平成2年6月から3年3月まで

私は、昭和48年7月に国民年金に任意加入し、同年11月に夫が会社を退職したため、私が夫の国民年金の加入手続を行い、それ以来、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に郵便局又は銀行で納付してきた。

また、税理士を通じて確定申告しており、平成2年分以降の確定申告書(控)には、国民年金保険料の控除額が記載されている。

一部の免除期間以外は、すべて保険料を納付していたと思っているのに、未納がある上、夫婦で未納期間が異なるのもおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が国民年金に加入して以来、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立期間①について、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、昭和53年度から59年度までの期間は、ともに前納により保険料を納付している上、60年度以降に係る社会保険庁の記録において、夫婦共に保険料が納付済みとなっている期間の納付日を見ると、すべて同一日であることから、基本的に夫婦二人分と一緒に納付されていたものと考えられるとともに、申立人が一緒に保険料を納付してきたとする申立人の夫は、申立期間①は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人は、申立人の夫が会社に在職中の昭和48年7月に国民年金に任意加入してから60歳期間満了までの約31年間、申立期間①及び②の合計13か月を除き未納が無い上、申立人の夫も会社を退職した同年11月から60

歳期間満了までの約 28 年間、49 年 1 月から同年 3 月までの期間、平成元年 10 月から 2 年 3 月までの期間及び同年 6 月から 3 年 3 月までの期間の合計 19 か月を除き未納が無く、保険料の納付意識の高さがうかがえるほか、申立期間①は 3 か月と短期間であることなどを踏まえると、申立期間①について、申立人が夫の保険料のみ納付し、自らの保険料を納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間②について、申立人は、平成 2 年分以降(4 年分を除く。)の確定申告書(控)を所持していることから、その内容を調査すると、申立人及びその夫共に未納期間の無い 5 年分以降の確定申告書(控)に記載された国民年金保険料の控除額は、夫婦二人分の当時の年間保険料額とすべて一致しているが、ともに未納期間となっている申立期間②に関連する 2 年分及び 3 年分の確定申告書(控)についてみると、2 年分は一人分の年間保険料額しか計上されておらず、3 年分は当時の年間保険料額と一致しないなど、不合理な点が見受けられる。

また、申立期間②当時は、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、この間、夫婦の納付記録が同時に欠落することは考え難い。

さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年6月まで  
私は、会社を退職したために国民年金へ加入した。

申立期間の国民年金保険料は、区役所の集金人に妻が夫婦二人分を納付した。

夫婦共に納付が遅れることはあったが、未納のまま放置したことはなく、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、妻が夫婦二人分を併せて集金人に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫は昭和39年7月20日、妻は41年7月15日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、夫婦共に申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、社会保険事務所の納付記録をみると、申立人夫婦の国民年金保険料は申立期間を除き完納されており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、確認できる申立人夫婦の国民年金保険料納付状況はおおむね一致している上、申立期間直前の昭和47年4月から48年3月までの期間及び申立期間直後の同年7月から49年9月までの期間の保険料は現年度納付していることが確認できる。

加えて、特殊台帳を見ても、申立期間の国民年金保険料について未納催告された事跡<sup>じせき</sup>は見当たらない。

これらのことから、納付意識の高かった申立人夫婦が3か月と短期間の申立期間の国民年金保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私は会社に勤務しておらず、厚生年金保険に加入していなかったため、老後、困らないようにと母が国民年金に加入してくれた。

申立期間の国民年金保険料は区役所の集金人に私が夫婦二人分を納付した。

夫婦共に納付が遅れることはあったが、未納のまま放置したことはなく、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自分で夫婦二人分を併せて集金人に納付したと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫は昭和39年7月20日、妻は41年7月15日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、夫婦共に申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

また、社会保険事務所の納付記録をみると、申立人夫婦の国民年金保険料は申立期間を除き完納されており、申立人夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、確認できる申立人夫婦の国民年金保険料納付状況はおおむね一致している上、申立期間直前の昭和47年4月から48年3月までの期間及び申立期間直後の同年7月から49年9月までの期間の保険料は現年度納付していることが確認できる。

加えて、特殊台帳を見ても、申立期間の国民年金保険料について未納催告された事跡<sup>じせき</sup>は見当たらない。

これらのことから、納付意識の高かった申立人夫婦が3か月と短期間の申立期間の国民年金保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの期間、53年7月から同年9月までの期間及び55年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から51年3月まで  
② 昭和53年7月から同年9月まで  
③ 昭和55年4月から同年6月まで

国民年金への加入については、はっきりとは覚えていないが、所持している年金手帳を見ると、昭和45年8月5日に発行されていることから、母又は自分自身で強制加入の時点から1年ぐらい遅れて手続をしたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、自分で自宅近くの金融機関の窓口で、3か月ごとに納付書により納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により金融機関で、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月28日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点からみて、申立期間①、②及び③の保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金加入から平成20年5月までの間、申立期間の併せて12か月間を除き国民年金保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる。

加えて、特殊台帳を見ると、申立期間①直前の昭和45年7月から50年9月までの期間及び申立期間①直後の51年4月から52年12月まで期間の保険料は現年度納付していることが確認できる。

一方、昭和 55 年 10 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料は現年度納付しているところ、申立期間②直後の 53 年 10 月から 55 年 3 月までの期間及び申立期間③直後の同年 7 月から同年 9 月までの期間の未納となっていた保険料は、この現年度納付していた時期に 3 か月単位で過年度納付していることが確認できることから、同じ 3 か月である申立期間②及び③の保険料についても、同時期に 3 か月単位の納付書により過年度納付したと考えることも不自然ではない。

さらに、申立人は、昭和 55 年 6 月に結婚するまでは自営業を営んでいたところ、その収入からみて経営状態は順調で、結婚後の生活状況も安定していたことがうかがえる。

これらのことから、納付意識が高く、また、生活も順調であった申立人が、併せて 12 か月と短期間である申立期間①、②及び③の国民年金保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、昭和54年11月から55年9月までの期間については15万円、56年4月から58年9月までの期間については18万円、62年5月から同年7月までの期間については22万円、平成4年4月から6年10月までの期間については38万円、同年11月から7年3月までの期間については34万円、同年4月から8年3月までの期間については38万円、同年4月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から9年3月までの期間については38万円、同年4月から13年3月までの期間については44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から平成17年5月20日まで  
社会保険事務所で厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に比べて低くなっている。

申立期間に係る一部の給与明細書及び給与振込記録等を保管しており、当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できるので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立人の標準報酬月額については、i) 支給年月の確認できる給与明細書（昭和54年11月から55年9月までの分、56年4月から58年9月までの分、62年5月から同年7月までの分、平成5年4月分、6年4月から7年3月までの分、8年3月及び同年4月分、9年3月及び同年4月分、10年3月及び同年4月分。）、ii) 支給年月の記載は無いものの、支給額が預金通帳の給与振込額と一致する給与明細書（平成4年4月から5年3月までの分。）、iii) 申立人が、「仕事内容及び給与とも同じであった。」旨陳述しており、申立期間中の標準報酬月額の推移が申立人と全く同一である同僚が保管していた源泉徴収票（平成11年分及び12年分。）及び給与明細書（平成12年4月から13年3月までの分。）において確認できる保険料控除額から、昭和54年11月から55年9月までの期間については15万円、56年4月から58年9月までの期間については18万円、62年5月から同年7月までの期間については22万円、平成4年4月から5年4月までの期間については38万円、6年4月から同年10月までの期間については38万円、同年11月から7年3月までの期間については34万円、8年3月については38万円、同年4月については41万円、9年3月については38万円、同年4月については44万円、10年3月及び同年4月については44万円、11年4月から13年3月までの期間については44万円とすることが妥当である。

また、平成5年5月から6年3月までの期間、7年4月から8年2月までの期間、同年5月から9年2月までの期間、同年5月から10年2月までの期間、同年5月から11年3月までの期間については、給与明細書、源泉徴収票及び給与振込記録等の報酬額又は保険料控除額を確認できる資料の提出は無いが、給与明細書及び同僚の陳述等からA社における昇給月は毎年4月であったことが推測され、社会保険料控除額も4月に変更され、翌年3月までは同額となっている状況が認められることを踏まえ、当該期間を含む各年度の4月又は3月の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年5月から6年3月までの期間については38万円、7年4月から8年2月までの期間については38万円、同年5月から同年9月までの期間については41万円、同年10月から9年2月までの期間については38万円、同年5月から10年2月までの期間については44万円、同年5月から11年3月までの期間については44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人に係る給与明細書、給与振込記録及び源泉徴収票、並びに申立人の同僚に係る給与明細書及び源泉徴収票（以下、「給与明細書等」という。）において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は



保険料控除額に相当する報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで、58 年 10 月から 59 年 2 月まで、同年 4 月から 60 年 2 月まで、同年 4 月から 62 年 4 月まで、同年 8 月から平成 2 年 4 月まで及び 16 年 1 月から同年 12 月までの期間については、申立人提出の給与明細書又は源泉徴収票によると、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額に基づく保険料、若しくはそれを下回る額の保険料を控除されていることが確認できることから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

また、申立期間のうち、平成 2 年 11 月から 4 年 3 月までの期間については、給与明細書等の提出は無かったものの、申立人提出の預金通帳の給与振込記録と、当該期間前後の給与明細書の総支給額を比較検証したところ、社会保険事務所の記録にある標準報酬月額を下回る額の保険料を控除されていたと推認できることから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

さらに、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から 54 年 10 月まで、59 年 3 月、60 年 3 月、平成 2 年 5 月から同年 10 月まで、13 年 4 月から 15 年 12 月まで及び 17 年 1 月から同年 4 月までの期間については、給与支給額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料の提出が無いことから、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、E社。）における資格取得日に係る記録を昭和35年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月16日から36年4月3日まで

私は、高校を卒業し10か月ほど求職活動を行った後、新聞の求人広告に応募して、昭和35年1月から36年8月29日までの期間、B市C区にあるA社のD部に勤務していた。同社の従業員数は約200人であった。

社会保険庁の記録によると、A社における勤務期間のうち、入社した昭和35年1月から36年4月3日までの期間が厚生年金保険に未加入とされているが、申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社退職後に交付を受けた失業保険受給資格者証に記載された同社離職日（昭和36年8月20日）、及び所定給付日数（180日）に係る被保険者期間要件を踏まえると、入社時期は特定できないものの申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「定時制高校に1年間通学した後、全日制高校へ入学し直し卒業後約10か月は新聞・雑誌の求人広告を利用して就職活動を行い、昭和35年1月に採用面接を受けてA社に入社した。」旨陳述しているところ、申立人の生年月日（昭和14年\*月\*日）から、卒業年（昭和34年）が符合するほか、申立人以外にも「昭和35年1月に新聞の求人広告を見てA社に入社した。」旨陳述している同僚が確認できることから、申立人の申立てに特段不合

理な点は認められない。

さらに、E社の総務担当者から、「申立期間当時、パート・アルバイトは採用しておらず、従業員の募集は正社員のみであった。」旨陳述が得られた。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和35年から38年までの間に被保険者記録が確認できる複数の同僚に厚生年金保険の加入時期について確認したところ、全員から、「厚生年金保険被保険者記録は、勤務期間と一致している。」旨陳述を得たほか、このうち一人については、雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していることが確認できたことから、当時同社では、試用期間は無く、入社と同時に厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。なお、申立人は、A社への入社日について、昭和35年1月中旬としか記憶していないが、同年1月に被保険者資格を取得している同僚で、中旬に取得している者の取得日は16日だけであることから、申立人の被保険者資格の取得日は同年1月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において昭和36年1月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に係る取得時の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は既に処分しているため不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、事業主が昭和36年4月3日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和24年7月1日、資格喪失日は同年10月29日であると認められることから、申立期間のうち、同社における申立人の資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月29日に訂正することが必要である。

なお、昭和24年7月から同年9月までの標準報酬月額については、3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月から25年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたことは間違いなく、所持している厚生年金保険被保険者証には資格取得日が昭和24年7月1日と記載されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和24年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているものの、その記録が取り消されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険記号番号払出簿を見ると、申立人の資格の取得が取消された事蹟<sup>じせき</sup>は確認できない上、A社で払い出された申立人の厚生年金保険の記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票の最初の資格取得年月日欄には、昭和24年7月1日と記録されている。

また、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証は、申立期間後に再交付されたものであるが、記号番号は、A社で払い出された番号であり、初めて資格を取得した年月日欄には、当初「昭和25年9月1日」と記載されていたところ、平成8年に、社会保険事務所が厚生年金保険被保険者台帳索引票を確認し、訂正印を押した上で、「昭和24年7月1日」と訂正されている。加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、同社退職後も当該記号番号であ

ることから、申立人は、同社退職時において、同社で交付された厚生年金保険被保険者証を所持していたと推認できる。

さらに、同僚の陳述内容から判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所で無くなるまでは、申立人が同社において厚生年金保険被保険者であったと推認され、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和24年10月29日であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格の取得を取り消した旨の記録は、有効なものとは認められず、事業主は、申立人が昭和24年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、昭和24年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、3,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和24年10月29日以後の期間において、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和24年10月29日以後の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月31日から37年4月1日まで  
社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は、昭和33年12月から39年1月まで継続してA社及びB社で勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の元従業員の陳述から判断して、申立人は、申立期間当時、A社からB社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及びB社の元従業員は、「申立期間当時、両事業所は関連会社であった。」と陳述しており、社会保険事務所の記録から、A社の申立期間当時の事業主とB社の新規適用時の事業主とは同一人であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日であることが確認できるところ、申立人の妻は、「申立期間当時、申立人の給与はA社の給与袋で支給されていた。」と陳述していることから、A社では、申立人が関連会社であるB社に転籍することとなったため、同年10月31日付けでA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失手続を行ったものの、同社が引き続き申立人の給与支給事務を行っていたと

推認することができる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に閉鎖し、申立期間当時の事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月1日から同年7月1日まで

私は、申立期間においてA社の関連会社であるB社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないため、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の関連会社であるB社は、以下のとおり述べている。

「申立人は、昭和45年4月15日に入社してから、46年8月13日に退職するまで、継続してB社に勤務していた。しかし、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年7月1日であり、それ以前は当社の従業員の厚生年金保険の加入手続は関連会社のA社において行っていた。申立人については、当社の新規適用日である同年7月1日付けで資格の喪失及び資格の取得の手続を行う予定であったが、両社間の事務連絡の過誤により、誤って資格喪失日を同年6月1日として届け出たため、1か月の空白期間が生じたものである。当該期間の厚生年金保険料については、従前どおり給与から控除していたものと考えられる。」

また、申立人の雇用保険の記録では、事業所名は特定できないものの、昭和45年4月15日から46年8月15日まで継続して勤務していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申



立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年5月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和46年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成9年11月から11年3月までの期間の標準報酬月額を26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成9年11月から11年3月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から12年1月26日まで

私は、A社に昭和54年1月から平成12年1月まで勤務した。会社は既に倒産し、手元にも給料支払明細書等の資料は無いが、記憶では9年から12年1月の退職までは月額35万円前後の給料であり、厚生年金保険料もそれに見合った金額が控除されていたはずである。しかし、社会保険庁の記録では、9年11月から12年1月の資格喪失時まで標準報酬月額が9万8,000円となっており納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が当時の実際の給与額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

社会保険庁の記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、平成9年10月1日付け定時決定(報酬月額算定基礎届)の記録28万円が、10年3月31日処理による随時改定(報酬月額変更届)により9年11月1日に遡<sup>さかのぼ</sup>って9万8,000円と訂正され、これ以降も資格喪失時までの期間は同額となっていることが確認できる。

また、申立期間当時の3名の同僚も全員が、申立人と同時期に同額（9万8,000円）に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されているほか、事業主自身の標準報酬月額（健康保険料）も同様に訂正されていることから、事業主は何らかの事情により社会保険庁の記録どおりの届出を行ったことが推定される。

一方、上記同僚から提出されたA社における給料支払明細書によると、申立期間のうち、平成9年11月から11年3月までの厚生年金保険料控除額は、それ以前の厚生年金保険料と同額を給与から控除されていたことが認められる。

さらに、当該同僚から、申立人とは同じ職種ではなかったとしているものの、「申立期間当時の従業員数は事業主以外に4名しかおらず、申立人の給与とほぼ同額であった。」旨陳述が得られた上、社会保険庁のオンライン記録では申立人と当該同僚の申立期間の直前の標準報酬月額はおおむね同額であることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年11月から11年3月までの期間においては、上記同僚の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に相当する保険料が給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、上記同僚の給料支払明細書において確認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、平成9年11月から11年3月までの期間については、いずれも26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成9年11月から11年3月までの期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年4月から同年12月までの期間について、上記同僚提出の給料支払明細書によると、同年4月以降、当該同僚の資格喪失日までの期間の厚生年金保険料額については、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額9万8,000円に相当する額しか控除されていないことが確認できるほか、ほかの同僚からも、申立期間の途中で給与から控除されていた厚生年金保険料が減額された記憶がある旨のこれと符合する陳述が得られた。

また、A社は平成16年1月21日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、同社の元事業主に対して、申立人の申立期間のうち、11年4月か

ら同年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について照会したものの、回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間のうち、平成 11 年 4 月から同年 12 月までの期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年8月4日、資格喪失日は29年1月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月4日から29年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無く、健康保険のみが加入されているとの回答を受けた。

申立期間は、給与から厚生年金保険料も控除されていたので被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和27年8月4日、資格喪失日は29年1月1日と記録されているものの、申立人を含む3名については、同被保険者名簿に係る厚生年金保険の記号番号欄がいずれも空欄のままとなっていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿の被保険者得喪増減表をみると、A社が適用事業所となった昭和27年8月4日付けで資格を取得している者は申立人を含め14人で、「厚生年金保険の被保険者現在数」欄に14名と記録されていることから、申立人は当該資格取得日から厚生年金保険被保険者として取り扱われていたものと考えられるほか、同被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険記号番号が空欄となっている同僚は、その後、A社における厚生年金保険の被保険者記録が確認され、既に基礎年金番号に統合されていることが社会保険庁の記録で確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人名義の未統合の厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日昭和27年8月4日、資格喪失日29年1月

1日、基礎年金番号＊。)が確認でき、当該未統合の記録は、事業所名、氏名、生年月日及び被保険者期間のいずれもが申立人の主張及び上記のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致することから、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和53年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額は8万6,000円だったが、同年10月から54年7月までの期間の標準報酬月額が6万8,000円と極端に減っている。

会社の業績は良くベースアップも毎年あり、これまで給与が下がったことは一度もないので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間の標準報酬月額が昭和53年10月1日の定時決定により8万6,000円から6万8,000円に4等級減額されていることが確認でき、この時期に申立人と同様の減額処理がなされた者はいない。

また、申立期間後の標準報酬月額は、昭和54年8月1日の随時改定により6万8,000円から11万円に増額処理がなされており、これは申立期間に比して8等級の増額に当たり、この時期に申立人と同様の増額処理がなされた者はいない。

さらに、A社の元経理部長は、「申立人の厚生年金保険の届出については覚えていないが、申立期間における報酬月額は一切減額しておらず、従前の等級に基づく保険料を控除していた。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が昭和60年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月16日から同年3月31日まで

私は、A社からその在外子会社であるB社に出向していたが、昭和61年2月16日付けで帰任した。しかし、厚生年金保険の加入記録では、帰国後の資格取得日が同年3月31日となっており、申立期間の加入記録が空白とされている。この間、継続して勤務しているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社提出の従業員名簿、A社企業年金基金提出の加入履歴データ及びA社健康保険組合発行の健康保険加入証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和61年2月16日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年3月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付していないとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年8月3日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年6月4日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月20日から38年4月1日まで

私は、昭和35年6月にA社を退職し、その翌日にB社に入社した。同社の社長は、会社の名前をよく変えていた。私も時期はよく覚えていないが、B社の3店舗にそれぞれ勤務し、その後、C社に勤務した後、D社に勤務した。給与明細などは処分して残っていないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社提出の在職証明書の内容から、申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月3日から38年6月4日までの期間については、同社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の厚生年金保険加入記録は無いが、社会保険事務所に保管されている厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に未統合の被保険者記録において、昭和37年8月3日にD社で被保険者資格を取得し、38年6月4日に資格を喪失していることが確認できる。

これらの記録から、申立人のD社における資格取得日は、昭和37年8月

3日、資格喪失日は38年6月4日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和35年6月20日から37年8月3日までの期間について、B社は、社会保険事務所の記録において厚生年金保険の適用事業所とはされておらず、申立人が記憶している同社の所在地を管轄する法務局において登記簿謄本を確認したが、保存期間経過のため確認することはできなかった。

また、申立人が記憶する申立期間当時のB社の事業主及び同僚3人は、連絡先不明のためこれらの者から申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和35年6月20日から37年8月3日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和35年6月20日から37年8月3日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 12 月 21 日まで  
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで

年金の請求手続の時に社会保険事務所で、A社及びB社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

引っ越しなどで記録も残っていないが、脱退手当金は請求も受給もしていない。調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のC社についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、B社を退職後も仕事は続けるつもりだったと陳述しているところ、申立人は、脱退手当金が支払われたとされる昭和 36 年 11 月 10 日の約 2 か月後にはD社に勤務して厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を39年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から40年1月1日まで

私は、A事業所に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、同事業所がB法人から株式会社に組織変更した際に厚生年金保険の加入期間に空白が生じている。

A事業所に昭和39年12月31日まで勤務しており、給与も支払われていたので申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の経理担当者の陳述から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同事業所が昭和39年11月29日に適用事業所で無くなった届出及び申立人が同年11月1日に被保険者資格を喪失した届出を管轄社会保険事務所が同年12月3日に受付処理していることが確認できる。

申立期間のうち、昭和39年11月1日から同年12月1日までの期間については、i) 申立人に係る被保険者資格の喪失に係る届出が管轄社会保険事務所に提出される前の期間であること、ii) 上記経理担当者が「給与は毎月25日が支給日であり、当月控除による保険料控除がされていた。」と陳述していること、及びiii) 申立人及び同僚は同年12月末まで5人以上が勤務し

ていたとしており申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられることから、申立人は同年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和 39 年 11 月の標準報酬月額については、申立人の A 事業所における同年 10 月の社会保険事務所の記録から 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が昭和 39 年 11 月 29 日に適用事業所で無くなった届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までの期間については、A 事業所の当時の役員は、「昭和 39 年 12 月以降は、私も無給で同事業所の残務整理の仕事をしており給与は支給されていない。」と陳述している。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月11日に、B社における資格取得日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月24日から同年8月1日まで

私は、昭和35年3月11日から平成15年7月1日まで継続してB社に勤務した。社命により昭和37年12月25日から同社の子会社であるA社に出向し39年6月24日に再びB社C支店勤務になった。しかし、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間もB社及びA社（申立期間当時はB社の子会社。）に継続して勤務し（昭和39年6月11日にA社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社の昭和39年8月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務については、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付したかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間に係る申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和24年2月にA社に入社以来、途中で転勤及び出向はあったが、62年7月に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和39年4月1日から同年7月1日までが厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びA社提出の同社社内報（昭和39年7月15日付け。）から判断すると、申立人が、申立期間を含めて同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にB社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和39年7月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月19日から41年1月12日まで  
私は、A社に昭和26年4月2日に入社し、56年4月6日に退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和40年11月19日から41年1月12日までが厚生年金保険の未加入期間とされている。

昭和40年11月19日付けでA社D支店から同社C支店に異動していることが、職員台帳から分かるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録及びB社提出の社員台帳から判断すると、申立人が申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和40年11月19日に同社D支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和41年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年4月30日）及び資格取得日（昭和34年7月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月30日から34年7月16日まで

私は、昭和32年3月から34年8月末まで、A社のB部において、C業務担当者として継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、入社月及び退職月の2か月しか厚生年金保険被保険者期間がなく、昭和32年4月30日から34年7月16日までが厚生年金保険の未加入期間とされているが、入社してから退職するまでの給与の手取額に変動は無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和32年3月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、同年4月30日に資格を喪失後、34年7月16日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社提出の在籍証明書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社のB部における申立人の直属の上司は、「私は、昭和25年に同社に入社し、34年6月に退職するまでB部に勤務していた。私の在籍中において、申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と陳述している上、

当該上司及びB部の別の同僚2人の同社での厚生年金保険被保険者期間は、空白期間が無く連続していることが、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、A社の当時の社会保険事務担当者は、「当時、社会保険事務所から送付された納付書に記載されている社会保険料額と同社で記帳していた賃金台帳の保険料控除額とが一致しないことがたびたびあったことを覚えている。このことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料を控除していながら届出はしていなかったためではないかと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年3月の社会保険事務所の記録及び申立人と同年代の同僚の同社における社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から34年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）本店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和41年3月22日にA社に入社し、平成13年12月31日に退職するまで同社に在籍していた。途中、昭和48年9月1日から50年9月29日までC社に出向していた期間も、給与から保険料を控除されていた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の職歴証明書及び雇用保険加入記録から判断すると、申立人が申立期間も同社D事業所に継続して勤務し(昭和48年9月1日に同社D事業所からC社に出向。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D事業所における昭和48年7月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月26日から同年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、期間を空けずに、A社からB社へ移って勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の元取締役及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に同社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年5月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月20日から33年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、昭和32年8月にそれまで勤務していたC社からA社B事業所で勤務することを命じられ、34年3月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の労働者名簿及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社B事業所に継続して勤務し(昭和32年8月20日にC社からA社B事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和33年1月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 大阪国民年金 事案 3437

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年3月まで  
当時住んでいたA県B市役所の職員から国民年金の加入を勧められたので、私の母が加入手続を行い、保険料も納付してくれた。  
平成11年に電話で国民年金保険料納付記録について確認したところ、未納期間は無いと回答されたが、申立期間が未納とされており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の母が国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の手帳記号番号は昭和40年2月16日に当時のC市D区において婚姻後の姓により払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、氏名の別読検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料納付を担っていたとする申立人の母は故人となっているため、申立期間の保険料を納付した事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの期間、同年6月から平成4年3月までの期間、同年4月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から62年3月まで  
② 昭和62年6月から平成4年3月まで  
③ 平成4年4月から7年2月まで

昭和56年4月に夫の仕事で大きな損失を被り、夫婦二人分の国民年金保険料が納付できない時期があったが、平成元年8月に大きな取引が成立し、そのころ、A社会保険事務所でこれまで未納となっていた夫婦二人分の保険料のうち納付可能な期間の保険料を、夫がすべてまとめて納付した(申立期間①及び②)。

その後、夫が年に1回又は2回は同社会保険事務所へ出向き、その時点までの未納となっている保険料を一括納付した(申立期間②及び③)。

また、平成4年4月から7年2月までの期間の保険料についても、それまで同様に保険料を納付しており、私と夫は免除申請をした記憶は無い(申立期間③)。

申立期間①、②及び③について、保険料の納付記録が無く、申立期間①及び②が未納と、申立期間③が申請免除と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の仕事上の取引で昭和56年ごろに損失があり、申立人夫婦の保険料が納付できない期間があったが、平成元年8月ごろに多額の収入があり、そのころ、A社会保険事務所において、申立人の夫が、夫婦二人分の未納期間の保険料のうち、納付可能な期間の保険料をまとめてさかのぼって納付し(申立期間①及び②)、その後も年に1回又は2回程度、同社会保険事務所において、その時点で未納であった保険料を納付し(申立期間②及び③)



たが、免除申請をした記憶は無い（申立期間③）と申し立てている。

しかし、申立人夫婦の保険料を納付したとする申立人の夫も、申立期間①、②及び③は申立人と同様に未納又は申請免除であり、申立人の夫は、当時の保険料の納付方法などについての記憶は定かでないとしている。

また、仮に申立人の夫の陳述どおり、平成元年8月ごろに過去の保険料を納付したとしても、その時点において、申立期間①及び②のうちの一部の期間の保険料は、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人の夫は、平成元年8月以降、年に1回又は2回程度、同社会保険事務所において、そのときまで未納であった保険料を納付したと陳述しているが、仮に、社会保険事務所で未納期間の保険料を納付した場合、その未納期間には納付日までの現年度保険料の未納分も含まれ、年に2回納付したとすると、2回目の納付は、1回目の納付以降の未納分の現年度保険料が必ず含まれるが、社会保険事務所では、当時、前納保険料以外の現年度保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述と符合しない。

なお、申立人及びその夫の納付記録をみると、申立人夫婦は、平成8年6月から9年3月までの期間の保険料を10年7月に、9年5月から同年10月までの期間の保険料を11年6月に、9年11月から10年6月までの保険料を11年11月から12年7月までの各月に、それぞれ過年度納付が可能な最終月の同一日に納付していることが確認でき、申立人の夫が陳述する、納付可能な期間の保険料をまとめてさかのぼって納付したとする期間は、この期間の保険料納付であった可能性は否定できない。

加えて、申立期間③当時の免除申請の手続は、被保険者から市役所に提出された免除申請書が市役所から社会保険事務所へ送付され、社会保険事務所において審査を行い、承認及び却下の審査結果は社会保険事務所から市役所を経由して被保険者に通知される取扱いであった。

審査の結果、免除申請が承認された場合、社会保険事務所において被保険者記録に記載されるとともに、市役所においても社会保険事務所からの通知に基づき被保険者名簿に記載されることになるが、上述のとおり、申立人及び夫の社会保険庁の記録及びB市の記録とともに、いずれも、申立期間③については申請免除と記録されていることが確認できる。この2年11か月について、社会保険庁及び市役所でそれぞれ同時に納付記録が欠落し、誤って申請免除と記録されたとは考え難い。

このほか、申立人の夫が、申立人の申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3439 (事案 2030 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から6年3月まで

私は、国民年金保険料を妻の保険料とともに、納付していた。しかし、妻の保険料が納付済みとなっている期間のうち、私の保険料が未納とされている期間があるのは納付できない。

さらに、前回の申立について、第三者委員会では記録の訂正が認められなかったのでA市役所に相談に行ったところ、私たち夫婦の記録について、第三者委員会の調査員は市役所へ調査に来ていないということを知った。そこで、私たち夫婦で市役所国民年金係に調査を依頼し回答書を受取った。その回答書には転記誤りも考えられると書かれているので、再度調査の上、私の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、申立人の納付状況及び申請免除などの申立当時の状況、38か月に及ぶ長期間続けてA市が事務的過誤を繰り返したとは考え難いとの理由、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかったとして、申立人には既に当委員会の審議の結果に基づき、年金記録の訂正は必要ないとする通知が平成21年3月6日付けで行われている。

申立人は、保険料納付を示す新たな資料として、A市からの回答書を提出したが、この回答書の記載内容は一般例が述べられているにすぎず、この資料をもって申立人の保険料が納付されたものと考えすることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3440(事案 1986 の再申立)

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年5月まで

私の国民年金保険料は、夫が夫の保険料とともに納付してくれていた。しかし、夫の保険料が納付済みとなっている期間のうち、私の保険料が未納とされている期間があるのは納付できない。

さらに、前回の申立について、第三者委員会では記録の訂正が認められなかったのでA市役所に相談に行ったところ、私たち夫婦の記録について、第三者委員会の調査員は市役所へ調査に来ていないということを知った。そこで、私たち夫婦で市役所国民年金係へ調査を依頼し回答書を受取った。その回答書には転記誤りも考えられると書かれているので、再度調査の上、私の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料については、申請免除の記録及び申立人の夫の過年度保険料の納付状況から、申立人が夫と同時に申立期間の保険料を納付したとは考え難い上、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかったとして、申立人には既に当委員会の審議の結果に基づき、年金記録の訂正は必要ないとする通知が平成21年3月6日付けで行われている。

申立人は、保険料納付を示す新たな資料として、A市からの回答書を提出したが、この回答書の記載内容は一般例が述べられているにすぎず、この資料をもって申立人の保険料が納付されたものと考えすることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

昭和61年、A市役所から国民年金手続を行うよう通知書が届いた。その通知書を持参して同市役所で手続を行ったが、その後、何の連絡もなかった。平成20年、社会保険事務所において年金相談をしたところ、昭和62年1月にB市の住所地に国民年金保険料還付金の送金通知書が送付された記録となっていることが分かった。しかし、私は同年1月時点においてA市C地区に住んでおり、E業務従事者として、同年5月にA市D地区に、同年9月にB市に移転したので、上記送金通知書を受け取ることはできない。

申立期間の国民年金保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録によると申立期間の国民年金保険料の還付金送金通知書が昭和62年1月に送付されたことになっているが、同通知書を受け取っていないと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付及び還付に関する状況をみると、社会保険庁のオンライン記録及び還付整理簿から、申立期間の保険料は納付済みとされていたが、昭和62年1月に第3号被保険者該当届が提出され、これに基づき同年1月21日に還付決議がなされ、同年1月30日に送金通知書が作成されていることが確認でき、その内容に不自然な点は見られない。

また、送金通知書の送付先は、申立人から提出された還付請求書に記載された送金先金融機関及び送付先住所を基に作成されるものであり、還付整理簿の記録から、申立期間当時、社会保険庁では申立人の住所をA市C地区として把握していたことが確認でき、オンライン記録から、E郵便局を送金先とした送

金通知書が作成されていることが確認できる。

なお、社会保険庁のオンライン記録における還付請求者記録欄には請求者住所としてB市の住所が記載されているが、この住所地は、国民年金に関する変更手続があった場合、その内容に連動して修正されるものである。

申立人の場合、昭和62年5月の厚生年金保険加入に伴い第3号被保険者資格を喪失しているが、この資格喪失届を社会保険事務所において入力処理したのが平成元年1月24日であり、手続を行った時点での住所地であるB市が還付請求者記録欄に反映されたものと考えられ、送金通知書がB市へ送付されたとは言えない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの期間、60年4月から同年9月までの期間及び61年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年3月まで  
② 昭和60年4月から同年9月まで  
③ 昭和61年7月から同年12月まで

私は自営業だったので、老後の生活の安定のために国民年金に加入し保険料を納付した。私自身は、お金に無頓着な性格だったので、几帳面な妻が保険料を確実に納めていたはずである。国民年金の加入手続及び保険料を納付した妻は既に死亡しているが、申立期間は家計簿が残っており、間違いなく保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業だったので、老後の生活の安定のために国民年金に加入し保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、申立人は昭和54年3月及び55年5月に、特例納付により36年4月から39年11月までの国民年金保険料を納付しているが、その月数は44か月である。申立人はA市で払い出された国民年金手帳記号番号により、46年4月から保険料を納付しているが、60歳に到達する平成4年\*月までの月数は259か月であり、特例納付を加えて303か月となり、申立期間①を除いてちょうど年金受給資格期間の300か月となることが確認できることから、昭和54年3月時点では申立期間①が未納の記録であったと考えられる。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間①の保険料は未納の記録となっている。

申立期間②及び③について、申立人が提出した家計簿を見ると、申立期間②及び③の保険料は1万3,000円と記載されていることが確認できる。仮に、

夫婦二人分の保険料を一緒に納付した場合の保険料は、申立期間②では1万3,480円、申立期間③では1万4,200円であるが、家計簿に記載されている保険料は、夫婦二人分の保険料より低額である上、家計簿の税金欄には、国民年金、国民健康保険及び府民税がまとめて記載されており、その内訳は不明である。

また、申立人は昭和59年6月から60年3月までの期間、同年10月から61年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間及び62年1月から同年3月までの期間の保険料は過年度納付しているが、この間の家計簿にも申立期間と同一金額が記載されており、不自然である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は既に亡くなっており、申立人自身からもこの間の事情を聞くことができず、申立期間①、②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡はなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月までの期間、41 年 1 月及び 45 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月まで  
② 昭和 41 年 1 月  
③ 昭和 45 年 10 月から 50 年 3 月まで

20 歳になってすぐに、住み込みで働いていた A 市（現在は、B 市。）の H 業店を訪れた女性の集金人を通して国民年金に加入した。昭和 41 年に C 市の H 業店に勤めるまでは、保険料を継続して集金人に納付していた。納付の際は、健康保険証のような三つ折りの台紙に、領収印を押してもらったり、国民年金印紙の半分ぐらいの大きさの横長のシールのようなものを貼っておくようにと集金人から受け取ったりしていた。

C 市に転居して以降は引っ越しを重ねていたこともあり、保険料を納付していないが、昭和 45 年 3 月に B 市内に自分の店を持つことができ、経済的にも楽になったので、同年 10 月、自分で市役所に行き、夫と夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。それからは継続的に夫婦二人分の保険料を銀行で納付している。申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になってすぐに国民年金に加入して以降、C 市に転居するまで保険料を継続して納付しており、その後、保険料納付が中断していたが、昭和 45 年 10 月に B 市役所で、再度、国民年金の加入手続を行い、以後、継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入状況をみると、申立人は、昭和 40 年 10 月 30 日に最初の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、手帳記号番号払出簿より確認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、38 年 6 月までの保険料は、時効の成立のため制度上納付できない上、同年 7 月から 40 年 3 月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立



人は集金人に納付したとして現年度納付を申し立てており、符合しない。

また、昭和40年4月から同年9月までの保険料は現年度納付が可能であるが、申立人は、納付の際に、国民年金印紙ではなく、その半分程度の大きさのシールのようなものを集金人から貼っておくように渡されたと陳述しているが、B市では、A市のころも含めて、国民年金印紙以外の証紙類を保険料納付の際に用いることはないと説明している上、集金人が手帳に貼付せず、消印もしないままの印紙を渡すとは考え難い。

申立期間②については、その直前の昭和40年10月から同年12月までの保険料を41年1月29日にA市で納付していることが、申立人所持の国民年金手帳の検認印より確認できるところ、申立人は同年1月末にはC市に転居していたと陳述しており、申立期間②の保険料をA市で納付することは困難であり、申立期間②の保険料をA市で納付したとする陳述と符合しない。

申立期間③については、昭和50年11月4日に、夫と連番で現在の手帳記号番号の払出しを受けていることが手帳記号番号払出簿より確認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間③のうち、47年12月以前の保険料は、時効の成立のため制度上納付できない上、48年1月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は現年度納付を申し立てており、符合しないとともに、一緒に夫婦二人分の保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間③は未納の記録となっている。

また、申立期間③の保険料を、最初に払い出された手帳記号番号で納付した可能性について調査したところ、この手帳記号番号にかかる特殊台帳は昭和46年6月にD社会保険事務所（現在は、E社会保険事務所。）からF市に移管されており、現在もG社会保険事務所に保管されたままとなっていることから、申立人はこの手帳記号番号にかかる住所変更手続を行っていないものと推測される。したがって、この手帳記号番号で、申立期間③の保険料をB市で納付していたとは考え難い上、B市で納付書による金融機関での納付が可能になったのは50年4月以降であることが広報紙より確認でき、申立期間③の保険料を、納付書を用いて銀行で払い込んでいたとの申立人の陳述と符合しない。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、旧姓を含め、氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所で手帳記号番号払出簿を縦覧調査したが、その形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月、6年3月、同年7月、同年8月、10年6月、12年3月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月  
② 平成6年3月  
③ 平成6年7月及び同年8月  
④ 平成10年6月  
⑤ 平成12年3月  
⑥ 平成12年10月及び同年11月

私たち夫婦は、昭和50年8月に厚生年金保険から国民年金に加入し、同月から夫が60歳になるまで夫婦二人分の保険料を、夫が、同時に、定期的に納めてきた。また、その後は、夫が私の保険料を毎月納めてきたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月から夫が60歳に達するまでは、夫が、夫婦二人分の保険料を同時、定期的に、また、その後は申立人の分だけを、定期的に納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の納付日が確認できる平成2年4月から6年11月までの各月の納付日を見ると、5か月において夫婦二人分の納付日が異なることが確認でき、夫婦二人分の保険料を同時に納めてきたとの申立人の陳述と符合しない。

また、納付日が確認できる同期間において、過年度納付された月が17か月認められる上、そのうちの8か月は時効間際に納付されていることが確認でき、定期的に保険料を納付してきたとの陳述とも符合しない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録をみると、申立期間①及び②は、夫婦二人分を一緒に納付したとする夫も未納であることが確認できるほか、申立期

間③については、夫は、この期間及び直後2か月の保険料を同一日に現年度納付しているのに対し、申立人は直後の2か月について、時効間際の平成8年10月30日に過年度納付していることが確認でき、当時は、夫婦二人分の保険料を同時に納付できない何らかの事情が介在していたものと推定できる。なお、この過年度納付時点では、申立期間③は、時効により既に保険料を納付できない期間となっている。

加えて、申立期間当時は、既に納付書のOCR（光学式文字読取装置）化、収納情報の電算化以降に当たっている上、申立期間④、⑤及び⑥については、基礎年金番号制度の導入後である点を踏まえると、これほど頻繁に事務処理の誤りが生じるとは考え難い。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、別の同手帳番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、昭和46年ごろ、母に国民年金に加入してもらい、49年ごろまで保険料を支払ってもらった後、年金手帳と書類を受け取った。それなのに申立期間が未納とされており、納得できない。年金手帳及び書類はすべて無くしており、保険料納付は母にすべて任せていたので金額は分からないが、役場の出張所が近かったので初期のころは弟の分と一緒に月々、近くの役場の出張所で納付していたように思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年ごろに母に国民年金加入手続を行ってもらい、その後は、継続的に保険料を納めてもらっていたので、申立期間の未納とされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立期間のうち、昭和46年12月に弟がA市に転居するまでの間について、母親が申立人の分と併せて納付していたとする弟の納付記録をみると、当初は、申立人と同様に未納（後にA市で免除処理。）であったことが同市の被保険者名簿から確認でき、母親が月々、出張所で納付していたとする陳述とは符合しない。

また、申立期間当時の同居親族に、国民年金保険料を現年度納付していた者はおらず、申立人についてのみ母親が納付する必然性はうかがえない。

さらに、申立期間は3年度、36か月に及び、これほど長期間、行政側が継続的に事務処理を誤るとは考え難い。

加えて、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、社会保険庁のオンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から50年12月まで

私が会社を退職した直後の昭和41年8月ごろに集金人が来たので、妻が国民健康保険とともに夫婦二人分の国民年金の加入手続も一緒に行ったと思う。

保険料については、最初のころは、妻が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付し、小さな紙の領収証書を受け取っていたが、途中から銀行振込に変更したのを覚えている。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思うと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人は昭和50年12月12日に、妻は翌年の51年9月10日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、それぞれ異なる時期に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人の記憶と符合しない上、申立人の場合、加入手続時点において、申立期間のうち、50年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられるところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、その都度、集金人及び銀行振込で保険料を納付してきたが、過去の保険料をまとめて納付したことは無いと陳述している。

また、申立人の妻が申立期間の保険料を遅滞なく集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、要望のあった別の読み方による各

種の氏名検索を行ったが、申立人及びその妻に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったが、申立人の妻は、年金手帳に印を押してもらった話を聞いたことはあるが、自らはその記憶が無いと陳述しているほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から51年9月まで

夫が会社を退職した直後の昭和41年8月ごろに集金人が来たので、私が国民健康保険と一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思う。

保険料については、最初のころは、私が自宅に来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付し、小さな紙の領収証書を受け取っていたが、途中から銀行振込に変更したのを覚えている。

申立期間が未納とされているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに、申立人が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと思うと申し立てている。

そこで、申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人は昭和51年9月10日に、夫は前年の50年12月12日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認できることから、それぞれ異なる時期に国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人の記憶と符合しない上、申立人の場合、加入手続時点において、申立期間のうち、51年3月以前の保険料は、時効により納付することができない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられるところ、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人は、その都度、集金人及び銀行振込で保険料を納付してきたが、過去の保険料をまとめて納付したことは無いと陳述している。

また、申立人が申立期間の保険料を遅滞なく集金人に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、要望のあった別の読み方による各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対し、別の手帳記号番号が払い出され



ていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和48年3月以前のA市における国民年金保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付<sup>ちようふ</sup>する印紙検認方式であったが、申立人は、年金手帳に印を押してもらった話を聞いたことはあるが、自らはその記憶が無いと陳述しているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

私は、昭和40年4月から全日制の高等学校に入学するため、それまで勤めていた会社を同年3月に退職した。

入学して数か月後に国民年金の通知が届いたので、その通知と印鑑を持って区役所に出向き、男性職員2名に当時の状況を説明した上で、学生で無収入となるため、保険料の全額免除の申請書を提出した。

申立期間が免除されていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料が免除されるのは、制度上、強制加入被保険者に限られている上、学生が強制加入被保険者とされたのは、平成3年4月以降であることから、申立期間当時に学生であった申立人は、任意加入被保険者の対象となり、国民年金に加入しても保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人に係る社会保険庁の記録をみると、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間において国民年金の被保険者であるためには、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、旧姓を含めて各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった上、申立人は、当時、国民年金手帳を受け取ったかどうかよく覚えていないと陳述している。

加えて、申立人が申立期間において国民年金の被保険者であり、かつ、免除されていたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間において国民年金の被保険者であり、かつ、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年7月までの期間及び4年4月から5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から3年7月まで  
② 平成4年4月から5年4月まで

私が、国民年金保険料の納付を始めたきっかけは、突然、社会保険事務所から納付書が郵送されてきたことであるが、その納付書に記載された金額は83万円又は87万円のどちらかであったと記憶している。

また、納付した期間については、申立期間より1年から2年後にずれているかもしれないが、私は、納付金額が大きかったので、何回かに分割して郵便局で納付した。当時、郵便局は工事中で、裏の中庭にあるプレハブの建物の中で納付したことをよく覚えている。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から郵送されてきた納付書の金額が大きかったの  
で、何回かに分割して納付したことを覚えていると申し立てているが、分割し  
た回数、その金額、納付したとする期間及び納付時期等についての記憶が曖昧  
であり、当時の具体的な納付状況は不明である。

そこで、申立人に係る社会保険庁の納付記録をみると、申立期間①直後の平  
成3年8月から4年3月までの期間及び申立期間②直後の5年5月から6年  
3月までの期間の保険料をさかのぼって過年度納付しているほか、同年4月以  
降についても、8年6月から9年3月までの10か月の保険料を一括して同年  
4月15日に、同年4月及び同年5月の2か月の保険料を翌年の10年4月21  
日に、それぞれ現年度保険料の取扱期限の直前において、さかのぼって納付し  
ていることが確認できるなど、納付状況が不規則であり、当時の申立人の納付  
行動に一貫性がみられない。

また、申立期間①直後の平成3年8月から4年3月までの保険料は、申立人の還付記録をみると、重複納付による昭和46年6月から48年3月までの保険料の還付に関し、平成5年11月4日に送金(支払)通知書が作成されており、これは事前に行われる申立人からの還付請求が前提であるものと考えられることから、申立人が還付請求を行った時期(平成5年9月ごろと推定される。)において、時効にかかわらず納付が可能であった当該期間の保険料を過年度納付したものとみるのが自然であり、同様に、申立期間②直後の同年5月から6年3月までの保険料についても、同還付記録をみると、7年3月の保険料が重複納付により同年12月8日に還付決議されているが、決議前の時期(平成7年6月ごろと推定される。)において、申立人が時効にかかわらず納付が可能であった当該期間の保険料を過年度納付したものとみるのが自然である。したがって、各納付時において申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができなかつた可能性も否定できない。

さらに、申立人が社会保険事務所の納付書に記載されていたと記憶する金額83万円又は87万円についてみると、上記2回にわたる過年度保険料の納付金額18万7,500円に、申立期間①及び②の保険料額28万7,700円を合算しても、その合計金額は47万5,200円となり、大きく及ばない。

加えて、申立人は、分割した保険料を、当時、郵便局が工事中であり、裏の中庭にあったプレハブの建物の中で納付したとしているが、日本郵便事業会社に確認したところ、当該郵便局の現在裏庭にあるプレハブ庁舎は、その建築確認申請書の写しから、平成9年8月ごろから同年12月にかけて増設工事が行われ、同年12月14日に竣工されたものであるとしていることから、仮にこの時期に申立人が保険料を分割して納付していたとしても、申立期間①及び②の保険料については、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかつた。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、昭和46年ごろ、当時、市議員をしていた友人に国民年金保険料の納付を勧められて、同年8月にA市B区役所に行き、窓口で保険料を納付し領収証書を受け取ったことを覚えている。

その時の領収証書は、本に挟んで保管していたが、その本をそのままほかの友人に譲渡したため無くなってしまった。納付した期間及び納付金額は覚えていないが、横20センチ縦10センチぐらいの横長の領収証書だったと記憶している。

2回目以降の保険料は、銀行の口座振替により毎月納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人に勧められて、昭和46年8月にA市B区役所の窓口で国民年金保険料を納付し、領収証書を受け取ったと申し立てているところ、当時のA市における国民年金保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する手帳検認方式であったことから、実態と符合しない上、申立人は、当時、区役所において国民年金手帳を受け取った記憶も、印紙による保険料納付の記憶も無いと陳述している。

また、申立人は、2回目以降の保険料は、口座振替により納付してきたと申し立てているが、A市が保険料の口座振替制度を導入したのは、昭和50年8月であり、46年当時において口座振替により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、申立人が一時期、B区から転居していたとするC市において、昭和51年12月に払い出

されていることが手帳記号番号払出簿により確認できるほか、申立人の所持する年金手帳を見ると、住所欄の最初の住所がC市であり、同年12月3日に付加年金に加入した旨の記載が確認できることから、このころにC市において国民年金の加入手続きが行われたものと推定される。この時点において、申立期間の保険料は、時効により納付できない期間を含む過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない市役所窓口において納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持するC市発行の領収証書を見ると、申立期間直後の昭和51年4月から同年11月までの定額保険料及び同年12月から52年3月までの付加保険料を含む保険料を、同年2月14日にまとめて現年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人は、この日から国民年金保険料の納付を開始したものとみるのが自然である。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料をB区役所で納付するためには、B区において別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、同区を管轄するD社会保険事務所に出向いて、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、昭和46年ごろ、申立人に保険料の納付を勧めたとする当時の市会議員から事情を聴取したところ、当時は党の取り組みとして、多くの人に国民年金の加入及び付加保険料を含めた保険料の納付を勧めていたとし、申立人に対しても加入を勧めた記憶はあるが、当時、実際に加入していたかどうかについては分からないと陳述しているほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年11月までの期間及び40年1月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年11月まで  
② 昭和40年1月から45年3月まで

私が昭和36年5月に会社を退職した後に、元妻がB区役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、元妻が20歳になった同年11月からは、夫婦二人分の保険料を納付していたと聞いていた（申立期間①）。

また、元妻から、昭和40年1月に私の国民年金の再加入手続をB区役所で行い、夫婦二人分の保険料を納付していたと聞いていた（申立期間②）。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②が国民年金の未加入期間とされているので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、国民年金手帳記号番号払出簿の点検及び複数の読み方による氏名検索を行ったものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間①及び②は、いずれも国民年金の未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の元妻の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和49年4月9日であり、申立人の元妻は、この手帳記号番号により同年3月13日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁のオンライン記録により確認でき、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の元妻の申立期間①のうち、昭和36年11月から37年

11月までの期間及び申立期間②は国民年金の未加入期間であることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の元妻も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である。

加えて、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年3月まで

私は、昭和44年5月末ごろにA市役所B支所で、婚姻届を提出した際に、夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。

手続後に窓口の受付係の女性に納付書をもらい、私と夫の昭和44年4月から同年6月までの3か月の保険料と、それまでの未納分の保険料として併せて3万円を支払い、少額のおつりをもらったはずである。

この時には領収書等は受け取っていないが、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年5月末ごろに市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、申立期間を含む期間の夫婦二人分の国民年金保険料として、3万円ぐらいを一括して納付したと申し立てている。

しかし、申立人の年金加入記録をみると、申立期間と重なる昭和40年4月1日から44年4月1日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることが確認でき、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、制度上、国民年金の被保険者となることはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月20日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、42年3月の国民年金保険料は制度上納付することができず、また、同年4月から44年3月までの保険料は過年度保険料となり、市役所窓口で納付することはできない上、一緒に夫婦二人分を納付したとする夫も申立期間は未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏

名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金加入当時、申立期間の国民年金保険料も含め、夫婦二人分の3か月の現年度保険料と過去の未納保険料として、一括して3万円ぐらいを納付したとしているが、その場合の納付可能な保険料額は併せて1万1,400円であり、金額が一致しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで  
昭和58年1月に、A区役所へ行き、自分で国民年金の加入手続をした。  
加入手続をした際に、区役所の職員から、3か月さかのぼって納付できることを教えてもらい、区役所内の銀行窓口で1万円から2万円ぐらいを納付した。さかのぼって、まとめて納付したのはこの時だけであるので、はっきり覚えている。  
領収書は、年金給付手続をした時に捨ててしまっていて、現在は無いが、確かに、さかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年1月に国民年金の加入手続を行い、区役所内の銀行で、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年12月10日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上納付することができない。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述しているが、社会保険事務所のオンライン記録をみると、納付時期は不明であるものの、申立期間直後の昭和58年1月から同年9月までの保険料を過年度納付し、また、61年1月21日に58年10月から60年3月までの保険料を一括して過年度納付していることが確認でき、陳述内容と符合せず、申立期間直後の期間の保険料については、さかのぼって納付したものの、申立期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、A区役所保存の被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料

納付をうかがわせる事跡<sup>じせき</sup>は確認できなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年12月までの期間及び43年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から42年12月まで  
② 昭和43年1月から48年3月まで

国民年金の加入については、昭和37年に結婚後、義母に勧められたため、多分翌年の38年4月ごろに区役所で手続をしたはずである。

申立期間①の保険料については、自分で納付した記憶が無いので、多分義母が納付してくれていたと思う。

申立期間②の保険料については、年金手帳を区役所に持参して、私が毎月納付していたはずだが、納付開始時期及び、どこの区役所なのかははっきりとは覚えていない。

しかし、義母の保険料についても、私が一緒に納付したこともあると思うので、義母の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月ごろ、義母に勧められて国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、特殊台帳及び申立人所持の国民年金手帳を見ると、申立人は、昭和48年4月4日に初めて国民年金任意加入被保険者資格を取得しており、この時点において、申立期間①及び②は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間の国民年金保険料の納付方法、納付場所及び納付金額等に関する記憶が不明確である上、申立期間は120か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり保険料収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から39年3月まで

私は、昭和37年7月に会社を辞め、家業のA店に勤め始めたので、母が、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。

申立期間を含み昭和50年4月までの保険料は、すべて母が自分の保険料と一緒に集金人に納付してくれており、私は全く関与していないが、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して家業に従事し始めた昭和37年7月ごろに、母が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付していたはずであると申し立てている。

しかし、特殊台帳及びB区保存の被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和39年4月1日であり、申立期間は国民年金未加入期間となっており、また、被保険者名簿の検認記録欄にも申立期間の国民年金保険料納付を示す事跡<sup>しせき</sup>は認められない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ても、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月8日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人は、母が二人分の国民年金保険料を納付してくれていたと陳述しているが、母の納付記録をみると、母は、いわゆる「10 年年金」に加入して保険料を一括して納付しており、陳述内容と符合しない上、母は既に他界しており、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から47年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から47年1月まで  
母が付加保険料のことを何かで知り、私に教えてくれたので、自分で申立期間の付加保険料を納付していたはずである。  
なお、母も付加保険料を納付しており、既に年金を受給している。  
付加保険料が納付記録に反映されていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料と一緒に付加保険料も納付したと申し立てている。

しかし、特殊台帳を見ても付加保険料納付等に係る記録は見当たらず、また、A区保存の被保険者名簿を見ても、通常、裏面の備考欄に記録されるべき付加保険料の納付開始月及び納付終了月も記録されていない。

また、申立人は、自分に付加保険料を勧めてくれた母も付加保険料を納付していたはずであるとも申し立てているが、母の納付記録をみても、付加保険料を納付した事跡<sup>じせき</sup>は認められなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人から申立期間の付加保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 8 日から 45 年 8 月 20 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 8 日から 45 年 8 月 20 日までの期間、A職としてB社に勤務していた。

社会保険庁の記録によると、B社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、雇用保険の記録により申立期間において同社に勤務していたことが確認できるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは認められる。

一方、B社において、昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚から、「私の場合、入社後 3 か月経過しても厚生年金保険被保険者証の交付がなかったので、自ら会社に申し出て厚生年金保険に加入した。当時、B社では、何事につけても事務処理が適切に行われていなかったことを覚えている。」旨陳述が得られた。

また、申立人が、B社における同僚として名前を挙げている者 4 人のうち 2 人は、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において名前を確認することができないところ、当該同僚の陳述及び社会保険庁の記録から、一人は同社勤務期間中も同社の厚生年金保険には加入せず、同社勤務以前から加入していた国民年金の保険料を継続して納付していること、及び残る一人は自分の父親の経営する会社で厚生年金保険に加入しながら、実際にはB社に勤務していたことが認められる。なお、国民年金に加入していた同僚は、同社で雇用保険のみ加入していたことが確認できる。

さらに、B社は、昭和 45 年 4 月 1 日にC厚生年金基金に加入しているところ、同厚生年金基金では、申立人に係る加入記録は見当たらない旨回答してい

る。

加えて、社会保険事務所が保管する B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

以上の事情を踏まえると、B 社では、申立期間当時、同僚の陳述どおり厚生年金保険関係事務が必ずしも適切に処理されていなかったことがうかがえ、申立人についても、何らかの理由により被保険者資格の取得手続きが行われなかったものと推測される。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 1 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、A 社において B 職として勤務していた。勤務地は C 県 D 市に所在し、従業員数は約 200 人であった。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、退職時に厚生年金保険被保険者証をもらったことを記憶しているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

A 社を退職後、間を空けずに E 事業所に就職し、昭和 34 年 1 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで、B 職として勤務していた。勤務地は C 県 F 市に所在し、従業員数は約 150 人であった。社会保険庁の記録によると、同事業所における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、採用時に厚生年金保険被保険者証を提出したことを記憶しているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社は、経済産業省 G 局が保管する「昭和 33 年度版 G 局関係 H 一覧」により、申立期間終了間際の昭和 33 年 12 月に設立されていることが確認できる。

また、A 社で申立人と同じ B 職であった者は、「A 社が設立された昭和 33 年 12 月から勤務していたが、申立人のことは知らない。」旨陳述しているほか、申立人は、「19 歳の時 C 県内で約 1 年間 K 業務の手伝いをして働いていた。」旨陳述しているところ、申立人の生年月日（昭和 14 年 \* 月 \* 日）から、当該期間が申立期間と重複することが確認できる。

さらに、A社は、I社（厚生年金保険適用事業所）から事業譲渡を受けて設立された会社であるが、申立人は、「I社で勤務したことはない。」旨陳述している。

加えて、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間後の昭和34年4月1日であることが確認できるところ、申立人が記憶していた5人の同僚の氏名は、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できない。

以上の事情から、申立人が、申立期間において、A社又は同社の前身であるI社に勤務していたことは認め難い。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立期間の一部が、申立人がC県内でK業務の手伝いをしていた旨申し立てしている期間と重複することに加え、申立期間中にE事業所でB職として勤務していた複数の同僚全員が「申立人のことは覚えていない。」旨陳述している。

また、申立期間中にE事業所で勤務していた複数の同僚から、「当時、厚生年金保険への加入を希望しない者については、被保険者資格の取得手続はとられていなかった。」、「当時、会社の都合で厚生年金保険に加入している者と加入していない者が存在していた。私自身は入社して約半年後にJ職に昇格してから被保険者資格を取得した。」旨陳述が得られた。

さらに、社会保険事務所が保管するE事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

以上の事情から、申立人については、申立期間においてE事業所に勤務していたことは確認できず、また、勤務していたとしても、何らかの理由により厚生年金保険被保険者資格の取得手続が取られていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 31 日から 35 年 4 月 12 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 15 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 8 月 31 日に A 社に入社し、35 年 9 月末まで継続して勤務していた。

社会保険庁の記録によると、A 社における厚生年金保険被保険者期間が、昭和 35 年 4 月 12 日から同年 6 月 15 日までの約 2 か月しかなく、34 年 8 月 31 日から 35 年 4 月 12 日までの期間（申立期間①）及び同年 6 月 15 日から同年 10 月 1 日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間①及び②において A 社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の「申立人の入社時期は昭和 34 年 12 月又は 35 年の初めごろと思う。」旨の陳述から、申立人が、申立期間のうち、一定の期間 A 社に勤務していたことは推測できる。

一方、当該同僚から、「A 社では、B 資格を保有していても入社後しばらくの間は全員助手扱いで、仕事の手順を覚えた後、C 職に昇格した。助手としての期間は人により一定していなかったが、会社からは、助手の期間は社会保険に加入させないと言われていた。」旨の陳述が得られた。なお、当該同僚は、昭和 34 年末ごろに入社した旨陳述しているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格取得日は 35 年 4 月 25 日となっていることが確認できる。

また、A 社では、「助手については、正式採用でないので、現在でも社会保

険に加入させていない。」旨回答している。

さらに、申立人は、「入社時B資格を保有しておらず、助手としての採用であった。」旨陳述しているところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格日は、同社入社後にD資格を取得（昭和35年4月5日）した直後の昭和35年4月12日であることが確認できる。

以上の事情から、申立人は、申立期間当時は、助手としてA社に勤務しており、同社では、見習期間として厚生年金保険に加入させていなかったと考えるのが相当である。

このほか申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和35年9月末までA社に勤務していた旨申し立てしているところ、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に勤務していることが確認でき、申立人を覚えていた同僚3人は、いずれも、「申立人の退職時期は記憶にない。」旨陳述している。また、申立人は、退職時期について、「欠勤を続けたまま、同僚にも何も言わずに辞めた。欠勤を始めた時期及び最後に給与を受け取った月も覚えていない。」旨陳述しており、申立人が、申立期間において在職していたことは確認できない。

このほか申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月 21 日から 30 年ごろまで  
② 昭和 30 年ごろ  
③ 昭和 31 年 1 月ごろから同年 4 月ごろまで  
④ 昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 2 月 21 日まで

私は、定時制高校に通学しながら、昭和 28 年 3 月 21 日から 30 年ごろまで約 2 年間、A 市にあった B 社で勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

B 社を退職後、間を空けずに C 県 D 郡 E 町（現在は、A 市。）に所在した F 事業所で昭和 30 年ごろの約 1 年間勤務していた。社会保険庁の記録によると、同事業所における勤務期間が、厚生年金保険に未加入とされているが、同事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

F 事業所を退職後、昭和 31 年 1 月ごろから同年 4 月ごろまで、A 市 G 町に所在していた H 社に勤務し、I 業務に従事していた。事業主の名前は「J」であった。社会保険庁の記録によると、同社における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間③）。

H 社を退職後、昭和 31 年 4 月ごろから 32 年 2 月 21 日まで K 事業所で勤務していた。同事業所では、社長の弟に教えてもらいながら、簡単な L 業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、同事業所における勤務期間が厚生年金保険に未加入とされているが、同事業所に勤務していたことは間違



いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間④）。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚として申し立てている複数の者の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、「当時、B社には社員が13人（男性5人、女性8人）ほどいた。」旨陳述しているところ、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が申立期間途中の昭和29年7月1日に厚生年金保険適用事業所となった際、被保険者資格を取得している者は、男性のみ5人（うち1人は、申立人が同僚として名前を申し立てている者。）だけとなっていることが確認できる。また、当該5人のうち4人は、被保険者資格の取得の1か月後に被保険者資格を喪失しており、その後、同年9月1日に事業主の身内と見られる者1人が被保険者資格を取得している例を除くと、新規の被保険者資格取得は31年2月1日まで認められない。

さらに、申立人が同じ中学校を卒業し、一緒にB社に入社した旨陳述している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立期間後の昭和31年12月1日であることが確認できる。

以上の事情を踏まえると、B社では、当時、従業員のうち特定の者しか厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、「F事業所は、M社と同じ敷地内に所在しており、また、F事業所の事業主とM社の事業主は兄弟で取引関係にあった。」旨申し立てしているところ、M社の元社長から、「F事業所はM社の隣で事業をしており、それぞれの事業主は兄弟であった。」旨陳述が得られたことから、申立人がF事業所に勤務していたことは認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、F事業所が厚生年金保険適用事業所となった事実は確認できない。

また、M社の元社長は、「M社とF事業所は別採算で従業員も別々に管理していた。」旨陳述しており、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人は「F事業所に勤務していた当時、治療のため健康保険証を使用した。」旨陳述しているところ、F事業所は厚生年金保険適用事業所となっていないことから、従業員に対し健康保険被保険者証が交付されていたことは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間③については、昭和 31 年 10 月 1 日にH社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者から、「H社はA市G町に所在し、事業主の名前は『J』であった。また、同社では、I業務等に従事していた。」旨陳述が得られたこと、及び申立人が当時の同僚と申し立てている者が、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において同社に勤務していたことが確認できることから、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

一方、H社の事業主の娘婿である者から、「私は、昭和 31 年 2 月からH社に勤めていたが、申立期間当時は試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険には加入していなかった。私が厚生年金保険に加入したのは同年 10 月 1 日となっている。」旨陳述が得られた。

また、申立人が唯一名前を覚えていた同僚について、申立人は、「自分が勤務を始めた時（昭和 31 年 1 月ごろ。）には既に在職しており、業務に精通していた。」旨陳述しているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は申立期間中の昭和 31 年 2 月 1 日となっている。

以上の事情から、申立人は、H社に勤務はしていたが、申立期間は約 4 か月と短期であり、試用期間を終了して厚生年金保険被保険者資格を取得する以前に同組合を退職したと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間④については、社会保険事務所が保管するK事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同僚であったと申し立てている者が、申立期間当時、同事業所に在職していたことが確認できること、及び申立人から提出された申立期間に係る社員旅行の写真について、当該同僚から、「申立人のことは覚えていないが、K事業所の社長及び社長の弟が写っている。」旨陳述が得られたことから、申立人が、同事業所に勤務していたことは認められる。

一方、申立期間当時の同僚から、「K事業所では、N業務に従事していたが、従業員にはL技術を有するP職と、O業務等に従事する者がいた。O業務従事者には女性 4 人ぐらいと若い男性 1 人が従事しており、自分はP職であった。」旨陳述を得たところ、社会保険事務所が保管するK事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載のある男性について、当該同僚は「すべてP職である。」旨陳述している。また、同被保険者名簿に記載のある女性は、当該同僚が事務担当と陳述している 1 人だけとなっている。

以上の事情から、K事業所では、申立期間当時においてO業務従事者は厚生年金保険の加入対象外とする取扱いをしていたところ、申立人は、当時 18 歳と若く、また、自らの業務内容について、「L技術を持つ人とは仕事内容が異なり、女性と同じような仕事をしていた。」旨陳述していることを踏まえると、

申立人は、同僚の記憶にある〇業務に従事していた若い男性に該当するものと推測され、厚生年金保険には加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 3 月 1 日までの期間、A 市にある B 社に勤務し、C 業務に従事していた。同社には倒産するまで勤務しており、倒産前に社会保険料滞納により、D 機器に差押えのための赤色証紙が張られていたことを覚えている。社会保険庁の記録によると、同社勤務期間について厚生年金保険に未加入とされているが、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

友人の紹介により、昭和 57 年 9 月 1 日から 58 年 3 月 1 日までの期間、E 市 F 区にある G 社に勤務し、H 業務に従事していた。社会保険庁の記録によると、同社勤務期間について厚生年金保険に未加入とされているが、同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る雇用保険の給付記録によると、申立人は、申立期間前の勤務先である I 社を退職した後、申立期間直前の昭和 54 年 8 月 27 日に公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、55 年 2 月 3 日まで基本手当を受給するとともに、同年 2 月 4 日には、申立期間後の職場で J 社に就職していることが確認できる（厚生年金保険被保険者資格取得は昭和 55 年 3 月 1 日）。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において、B 社で厚生年金保険に加入していたとは認められない。

また、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の給付記録によると、申立人は申立期間前の勤務先であるJ社を退職した後、申立期間より1か月以上前の昭和57年7月24日に公共職業安定所に対し求職の申込みを行い、58年2月26日まで基本手当を受給するとともに、基本手当支給終了日から12日後の同年3月10日には、申立期間後の職場であるK社に就職していることが確認できる（入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得。）。

以上の事情を踏まえると、申立人は、申立期間において、G社で厚生年金保険に加入していたとは認められない。

また、社会保険事務所が保管するG社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 9 月 20 日から 56 年 2 月まで

私は、昭和 45 年 5 月 15 日に A 社（本社は、B 市。）に入社し、同社 C 営業所（D 県 E 市。）で 56 年 2 月に退職するまで継続して勤務していた。同社は、F 業務を行っており、私は、同社 C 営業所長として F 業務及び J 業務に従事していた。

社会保険庁の記録によると、勤務期間途中の昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 7 月 1 日までの期間（申立期間①）及び 55 年 9 月 20 日から営業所が閉鎖され退職した 56 年 2 月までの期間（申立期間②）が厚生年金保険に未加入とされている。

このうち、申立期間①については、F 事業を行うためには、毎年 3 月ごろに G 支局で L 許可を受けなければならない、その際、添付書類として提出する「H 職者名簿」に登載される者は「社会保険の加入証明等により、従業員であることが確認できる者に限る。」とされている。このため、A 社では、あらかじめ当該名簿を社会保険事務所に持参し、名簿登載者が同社における健康保険・厚生年金保険の被保険者であることの証明印を受けていた。当然私の名前も記載されているはずである。

次に、申立期間②については、A 社には昭和 56 年 2 月ごろまで勤務しており、同社 C 営業所も私の退職と同じころに閉鎖したと記憶している。

申立期間①及び②において、A 社に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時の同僚及び申立人に K 業務指導を行っ

ていた協力会社の社員の陳述から、申立人が、申立期間において、A社C営業所に勤務しており、F事業の許可申請業務は申立人が担当していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、i) 申立人が、昭和45年5月15日に初めて被保険者資格を取得した時の厚生年金保険記号番号と、申立期間後の48年7月1日に被保険者資格を再取得した時の記号番号が異なっており、被保険者資格の再取得時に新たな記号番号が払い出されていることが確認できること、ii) 同社において、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失し、申立人と同一日に被保険者資格を再取得している同僚が認められることから、同社では、申立人について、社会保険事務所に対し、申立期間に係る被保険者資格の喪失及び再取得の手続を行っていたことが推測される。

また、申立人は、「自分でもF業務に従事していたので、F事業の許可申請書に添付する『H職者名簿』には自分の名前が記載されていたはずである。」旨申し立てしているところ、G支局では、『H職者名簿』は主として許可事業者に貸与するI証数を判断するために利用するもので、許可後にH職者が入れ替わっても変更手続は必要ない。また、当該名簿に記載されていない者がF業務に従事することは可能である。」旨回答している。

さらに、申立人は、「自分でもF業務に従事していた。」旨申し立てしているところ、同僚から、「申立人は、業務を管理する立場にあり、自分でF業務をすることはほとんどなかったと思う。」「申立人がF業務に従事していたのは2か月から3か月に1回程度であった。」旨陳述が得られたほか、このうちの一人から、「H職者には、一人に1枚、専用のI証が渡されていたが、申立人はI証を管理する立場であり、自分専用のI証は持っていなかった。」旨陳述が得られた。

以上の事情を踏まえると、申立人の氏名が「H職者名簿」に記載されていたことは推認できず、申立人が、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であったことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立期間においてA社に勤務しており、申立人を覚えていた複数の同僚は、いずれも「申立人が、いつA社を退職したかは覚えていない。」旨陳述している。

また、当時の事業主は、「A社C営業所がいつまで存在していたか覚えていない。」旨陳述しているほか、商業登記簿においてもA社C営業所が閉鎖された時期は確認できない（A社は昭和57年9月に事実上倒産していることが認められるが、商業登記簿上は現在も存在していることになっている。）。

以上の事情から、申立人が、申立期間において、A社C営業所に勤務してい

たことは確認できない。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 10 日から 40 年 5 月 4 日まで  
社会保険庁の記録によれば、昭和 35 年 10 月 10 日から 40 年 5 月 4 日まで勤務した A 社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

申立期間より以前に勤務した B 社における厚生年金保険加入期間は脱退していないのに、申立期間だけ脱退手当金が支給されているのはおかしい。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 40 年 6 月 15 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年9月1日まで  
② 昭和20年10月14日から34年5月26日まで

社会保険庁の記録によれば、A社及びB社C工場における厚生年金保険加入期間について、昭和34年8月5日に脱退手当金を受給したことにされているが、手続を行ったことも支給を受けたことも無い。

脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社C工場を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和34年8月5日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B社C工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計5ページ(100人)のうち、申立人と同一時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した女性35人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め32人みられ、うち28人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金が支

給決定される直前の昭和 34 年 7 月 6 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から31年5月1日まで  
平成2年に私のA社における厚生年金保険加入期間について確認したところ、脱退手当金支給済みと言われたが、支給決定された昭和31年6月当時は、B県に転居しており、脱退手当金を受け取った記憶は無い。  
脱退手当金を請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和31年6月12日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計18ページのうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性21人について、脱退手当金支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め14人みられ、うち11人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、

申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 14 日まで  
厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、A社（現在は、B社。）C支店に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。  
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月3日に支給決定されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、A社C支店を退職後、結婚する昭和42年4月まで国民年金の強制加入期間であるが、その間加入手続きを行っておらず、当時は年金に対する意識が必ずしも高かったとは言いがたい。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 24 日から 38 年 12 月 13 日まで  
② 昭和 38 年 12 月 13 日から 43 年 2 月 3 日まで

A社及びB社における厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年5月23日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立期間の最終事業所であるB社の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、当時は通算年金制度創設後であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、B社の退職直後に払い出されているが、その加入手続及び保険料納付については、当時お世話になっていた叔父がしてくれたもので、申立人自身は関与していない旨陳述している。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から25年6月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社の代表取締役として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の社内報（昭和53年8月発行）及びA社に係る役員略歴から、申立人が申立期間にA社で代表取締役として勤務していたことは認められる。

また、B社は、「B社グループ創業時のC社の役員については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日付けですべて厚生年金保険に加入させていることから、同じグループ会社であるA社の役員についても同社が厚生年金保険の適用事業所となった24年2月1日付けですべて厚生年金保険に加入させていたものと推測される。」としている。

しかし、A社設立時の役員3人の厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所の記録を調査したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年2月1日付けで資格を取得している者は1人だけであることが確認でき、上記、B社の陳述内容とは符合しない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年2月1日付けで資格を取得している者は8人だけであることが確認でき、代表取締役である申立人の資格取得届だけが事務的過誤により提出されなかったとは考え難い。

さらに、A社において被保険者記録が確認できる同僚から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることはできなかった。



このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月ごろから 43 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答があった。

私は、昭和 40 年 3 月に A 社に入社し、43 年 3 月まで、3 年と 1 か月勤務した。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたとして同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録のある 4 人の同僚をあげているものの、死亡等の理由により当該 4 人からは、陳述は得られなかった。

しかし、申立人は、当該 4 人の仕事の内容及び申立期間当時の社内及び会社周辺の様子について詳細に記憶しており、それらは、陳述を得ることのできたほかの同僚の陳述内容とも符合していることから、時期までは特定できないが申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立人は、上記の記憶している 4 人の同僚の誰よりも早く退社したと陳述している。

そこで、当該 4 人の A 社における厚生年金保険資格喪失日をみると、1 人が昭和 41 年 1 月 26 日に資格を喪失していること(昭和 41 年 2 月 21 日に他事業所で資格を取得。)、また、陳述を得ることのできた申立期間に被保険者期間のある 6 人の同僚のうち、申立人を記憶している者が 1 人もいなかったことから判断すると、申立人の在職期間は、長くても、40 年 3 月ごろから同年 12 月ごろまでの 10 か月間ほどであったと推認される。

また、複数の同僚が、「申立期間当時、A 社は従業員を入社後すぐには、厚生年金保険に加入させない場合もあった。」としており、申立人と同業種の同

僚が「厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、入社後1年ほど経ってから。」と陳述しており、前述の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無いことから、同社では、必ずしも従業員全員をすぐには、厚生年金保険に加入させていた訳ではないと考えられる。

さらに、複数の同僚が、「申立期間当時、社会保険等には加入せず高い報酬を得る臨時社員がいた。」と陳述している。なお、申立人は、A社での給料は6万円ぐらいだったとしているところ、社会保険事務所の記録から、当時の事業主の昭和40年の標準報酬月額が6万円(当時の最高等級)、申立人及び同僚が、最も技術の高いベテラン社員であったとしている申立人と同業種の2人の標準報酬月額がともに5万6,000円であることが確認できることから、申立人が陳述どおりの報酬を得ていたとすれば、破格に高い報酬であったと考えられる。

加えて、A社の当時の事業主は既に死亡しており、同社は昭和56年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、平成元年には解散しているため、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社の資格喪失日が昭和 59 年 7 月 31 日であり、同年 7 月の加入記録が無いとの回答があった。同年 8 月度の給与明細書を持っており、厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しており、申立人から提出された同社に係る昭和 59 年 8 月度給与明細書により、退社月である同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかし、申立人に係る雇用保険の記録をみると、申立人のA社の離職日は昭和 59 年 7 月 30 日とされており、厚生年金保険の資格の喪失日と符合する。

また、A社は、「厚生年金保険及び雇用保険の退職日（離職日）が符合していることから、資格の喪失に係る届出には誤りは無く、昭和 59 年 8 月度の給与から同年 7 月の厚生年金保険料を控除したことが誤りであったのではないか。」としている。

さらに、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 59 年 7 月 31 日であり、申立人の主張する同年 7 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン上で記録の確認できる全従業員 145 人の厚生年金保険資格喪失日を確認したところ、A社が後継会社のB社へ営業譲渡された平成5年11月以前において、資格喪失日が月初となっている被保険者記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和30年10月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和30年11月10日からA社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有していないことなどから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、前述の被保険者名簿から把握した同僚で連絡の取れた5人のうち、自身の入社年月日を記憶している者3人については、3人とも入社から3か月から5か月後に厚生年金保険に加入しており、そのうち1人は、「申立期間当時は、試用期間があった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月末から同年9月初めまで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、E県F郡のL地区で、B社（G県H市に所在。）の下請業者であったA社（G県I市（現在はJ市。）に所在。）で住み込みで勤務していた。

申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にB社の下請業者であったA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社（事業所所在地は、G県I市。）が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年2月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、昭和39年8月5日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主及び同僚の所在も不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A社の元請業者であるB社から厚生年金保険料を控除されていたかも知れない。」と陳述しているところ、社会保険事務所の記録では、B社（本社。事業所所在地は、G県H市。）のほかに、申立期間当時、「B社の名称でK地方に2か所の適用事業所（B社C支店及びB社D支店。）がみられ、社会保険事務所の上記3事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において申立人及び申立人の記憶している同僚の記録は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 15 日から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 3 月 21 日から同年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務していた昭和 34 年 3 月 15 日から 35 年 9 月 30 日までの期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答をもらった。当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②もA社で勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 43 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主も死亡しているため、同社及び事業主から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の前後に加入記録が有る複数の従業員に照会したところ、自身が記憶する入社日に被保険者資格を取得している者はおらず、それぞれ入社日の2か月後から12か月後に資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時に厚生年金保険の加入記録が有る複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、前述の被保険者名簿には、昭和 35 年 3 月 21 日の被保険者資格の喪失に伴い、健康保険証を返納したことを表す「証返」の記載が確認でき、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による

控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から22年3月1日まで

私は、昭和20年1月23日から22年2月末日までA社にB業務従事者として継続して勤務していた。

しかし、申立期間については厚生年金保険加入記録が無く、未加入期間とされている。

申立期間も引き続き勤務していたことに間違いはないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に2年間継続して勤務していたと主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、事業主の所在も不明であり、また、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当時の同僚を抽出し調査したものの、申立人の退職日及び勤務期間等については不明であるとして具体的な回答は得られず、当時の事情は明らかとはならなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日である昭和20年8月31日付けですべての従業員の厚生年金保険被保険者資格が喪失されていることが確認できることから、A社では当時、何らかの事情により、いったんすべての社員の被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

一方、昭和21年1月1日付けで一部の従業員については被保険者資格を再取得している記録が確認できるが、同僚からは「終戦前後の従業員数に大きな変動は無かった。」旨陳述が得られたことなどから判断すると、多くの従業員は上記資格喪失後も引き続きA社に勤務していたことが推定されるものの、同社ではこれらすべての従業員の被保険者資格を再取得させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人は保険料控除についての記憶は定かではなく、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、夜間部大学に入学した昭和 38 年 4 月 1 日から転職する 46 年 4 月 1 日までの期間、A 社及び B 社に勤務していた。

入社した当初は、A 社において、F 業務を担当していたが、その後、同社の事業主が B 社を設立するに当たって、免許を取得し、同社の主任として、両社にまたがって勤務していた。

しかし、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、A 社及び B 社で勤務していたすべての期間に加入記録が無い旨の回答をもらった。

免許を取得しておらず、給与額も私より低かったと思われる同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間のうち、B 社が設立された昭和 41 年 10 月までは A 社において勤務し、B 社が設立された以降の期間は両社にまたがって勤務していたものと推認される。

しかしながら、B 社は、申立期間中の昭和 42 年 1 月 21 日に雇用保険設置事業所となっているものの、申立人には同社での雇用保険の加入記録は無いほか、45 年 9 月から同社において社会保険事務担当者であった者からは、「当時、申立人は A 社で勤務していた。」との陳述が得られた上、申立人自身も、「申立期間中の給与は A 社の事業主から手渡されており、B 社から給与をもらった覚えは無い。」と陳述していることなどから、申立人は B 社が設立された 41 年 10 月以降も同社ではなく、A 社の従業員として取り扱われていたものと考えられる。

一方、申立人の父親が当時勤務していた事業所が保管していた健康保険被扶養者認定通知書及び被扶養者異動届をみると、申立人は、申立期間中の昭和38年10月25日から46年2月16日までは、父親の健康保険の被扶養者として認定を受けていることが確認できることから、申立人が当該期間中、A社及びB社において、厚生年金保険被保険者として給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

なお、申立期間のうち、昭和46年2月16日から同年4月1日までは、上記被扶養者としての記録は確認できないが、申立人がA社及びB社を退職した後に勤務したとするD社（現在は、E社。）に申立人の入社日及び勤務期間について照会を行ったところ、「資料が残っておらず詳細は不明であるが、当時、入社後一定期間は試用期間として勤務し、その間は厚生年金保険に加入していなかった可能性を否定できない。」と回答している。

さらに、A社が新規適用事業所となった日は、申立期間の終期に当たる昭和45年9月1日であり、申立期間のうち、同年8月31日以前の期間は同社が適用事業所となる前の期間であり、B社についても、適用事業所となった日は42年4月3日であり、申立期間のうち、同年4月2日以前の期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

加えて、A社及びB社の同僚は、両社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間の厚生年金保険料控除については不明としているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができなかった。

また、A社及びB社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中の健康保険証の整理番号に欠番はなく、同名簿の記録に不自然な点は見当たらないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 35 年 8 月まで

私は、A社に昭和 31 年 9 月から 35 年 8 月まで勤務したが、社会保険事務所に私の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、当該期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は同事業所に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同僚からは具体的な陳述を得ることができなかったものの、申立人は同事業所の所在地及び申立期間当時の業務内容を明確に記憶していることから、申立期間当時、勤務していたものと推認される。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、事業主の連絡先も不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況等については確認することができなかった。

一方、申立人はA社において請負として勤務していたと陳述しているところ、同僚からは、「当時、請負として勤務していた社員は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」との陳述が得られた。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人が名前を挙げた同僚の加入記録は確認できず、同事業所では当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「A社から健康保険証をもらった記憶は無い。」とも陳述している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は見

当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 大阪厚生年金 事案 4590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月まで  
② 昭和 44 年 8 月 27 日から 45 年 8 月 27 日まで

厚生年金保険の記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。被保険者記録が無いことに納得がいかないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚のA社における加入記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人の申立期間①における在職は推認される。

しかしながら、昭和 41 年 10 月にA社に入社したとする同僚は、約 2 年後の 43 年 11 月に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚からは、「入社後、健康保険証は会社で保管されていると思っていたが、今考えると、健康保険証を使用したいことを申し出た後に社会保険の加入手続が行われたのではないかと思う。」旨陳述が得られたことから、同社では、社会保険への加入の申し出が無い者については、入社と同時に加入させていなかったことがうかがわれる。

一方、A社の現在の社会保険事務担当者は、「小さな子供がいる者及び健康保険証を使用したい旨の申出のあった従業員に対しては、速やかに社会保険の加入手続を行い、健康保険証も手渡している。」と陳述しているところ、申立人は健康保険証を受け取った記憶は無く、申立期間当時、健康保険証を使用したことも無かったとしているほか、厚生年金保険料の事業主

による控除についても具体的な記憶は無いと陳述している。

また、当該被保険者名簿には健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人は同社に勤務していたと陳述していることから、申立期間②のうち、当該同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和44年12月22日以降の期間については、同社に在職していたことは推認される。

しかしながら、申立人は上記以外の同僚を記憶していなかったため、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し、申立人の厚生年金保険への加入状況等について照会したものの、これら同僚からは具体的な陳述は得られず確認することはできなかった。

一方、B社は、「社員の厚生年金保険被保険者資格取得届はすべて保存しているものの、申立人に係る同資格取得届が見当たらないことから、当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。」としているほか、「厚生年金保険に加入させていない者から保険料を控除していたとは考えられない。」とも陳述している。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に具体的な記憶は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 10 日から 41 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 2 月から 42 年 3 月まで

申立期間①は、A社に勤務し、正社員としてB業務に従事していた。

申立期間②は、A社を退職後、知人の紹介でC社に入社した。

両社とも健康保険証が発行されていた記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと確信していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社提出の労働者名簿から、申立人が当該期間に同事業所に在籍していたことが認められる。

しかしながら、A社は昭和 41 年 9 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、既に事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認することはできないほか、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出し照会を行ったが、これら同僚からも申立人の厚生年金保険の加入状況等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

一方、上記の同僚からは、「A社には、昭和 36 年ごろに入社したが、入社と同時に厚生年金保険には加入させてもらえず、約 3 年後の 39 年 4 月に加入手続をしてもらった。」との陳述が得られたことから、当時同事業所では、すべての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、A社提出の昭和 40 年 8 月の健康保険被保険者報酬月額算定基礎届及びD健康保険組合による健康保険被保険者標準報酬決定通知書において申立人の氏名は確認できないほか、同事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によ

ると、申立期間を含む39年4月1日から同事業所が適用事業所では無くなった41年9月29日までの期間に、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者も確認できない。

さらに、上記の同僚及び申立人は、「申立期間当時、従業員は10人ほどいた。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿によると、申立期間当時の被保険者数は、2名から5名であることが確認でき、このことは、「経営不振等の事情から希望者を厚生年金保険から脱退させる取扱いをしていた。また、厚生年金保険に加入させていなかった従業員もいた。」との当時の事業主の長男の陳述内容とも符合している。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②については、申立人が名前を挙げた同僚のC社での厚生年金保険の加入記録が確認できるほか、申立人が陳述している業務内容が同社の業務内容と一致していることから、雇用形態は不明ながら、申立人が当時同社で勤務していたことは否定できない。

しかしながら、C社の当時の事業主及び同僚から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については具体的な陳述は得られず、確認することはできなかったほか、申立人自身も申立期間②に係る保険料控除額等を記憶していないと陳述している。

また、照会に対する回答が得られた同僚のうち、D業務に従事していた者からは「当時はE所で人員を確保し、直接作業所へ送っていた。」旨陳述が得られたことから、当時、申立人は日雇特例被保険者であり、厚生年金保険の被保険者では無かったことが考えられる。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録を確認することはできないほか、申立人は保険料控除についての記憶も定かではなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から46年ごろまで

私は、昭和36年7月1日から37年5月25日までA社で勤務し、一度退職したが、2か月後の同年8月ごろに以前と同じ条件で再就職し、46年ごろまで勤務した。

しかし、社会保険事務所で記録を確認したところ、再就職した昭和37年8月から46年ごろまでの記録が無いと回答された。申立期間について厚生年金保険に加入し勤務していたことは事実なので、記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、申立人が当時の同僚として名前を挙げた女性従業員の厚生年金保険加入記録が確認できること及び同僚の陳述から、推認できる。

また、当時の同僚から、女性社員はB業務に従事していたとの申立内容と符合する陳述も得られたことから、申立人も同じ職種で勤務していたと考えられる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間中に複数回にわたって資格取得年月日を遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されている者が17名確認できることから、当時、社会保険事務所による調査等が実施され、その結果、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理が行われたものと考えられるところ、これらの機会に、同社が申立人の記録漏れに気づかず、また、社会保険事務所においてもこれを記録しなかったとは考え難いことから、事業主は申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、当時、申立人の夫が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、被扶養者届が提出されたことを示す記録が確認できることか

ら、申立人が申立人の夫の被扶養者となっていた可能性も否定できない。

加えて、申立期間当時、A社で社会保険の事務を担当していた事業主夫婦は既に亡くなっているほか、同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についての具体的な陳述を得ることはできなかった。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらないほか、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 12 月 25 日から 29 年 5 月 15 日まで

私は、A社B支社で昭和 26 年 4 月からC業務に従事し、会社が倒産するまで勤務した。長い期間、厚生年金保険料を控除されていたはずなのに加入期間が3か月しかないのは納得できない。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 26 年 4 月 1 日からA社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、昭和 28 年 2 月にA社に入社した1歳年少の同僚は、申立人が同年 8 月又は同年 9 月ごろに入社してきたと具体的に陳述していることから、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも同年 8 月ごろまではA社B支社に入社していなかったことがうかがわれる。

なお、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社において厚生年金保険の加入記録がある同僚を抽出し、申立人の入社時期及び勤務期間等について照会したが、具体的な陳述は得られなかった。

また、A社の複数の同僚は、同社では入社してから1か月から3か月後に厚生年金保険に加入したと陳述していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない上、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間①における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間における保険料控除についての記憶は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人はA社を退職後に失業給付を受けた記憶があると陳述していることから、同社で少なくとも半年間は勤務していたことが推定でき、申立人の申立期間における在職を否定できない。

一方、A社の複数の同僚は、「申立人が勤務していたA社B支社は昭和28年12月25日に操業を停止し、ほぼすべての従業員がその時点で解雇された。」と陳述しており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、昭和28年12月25日に資格を喪失している者が申立人を含め10人、同年12月30日に資格を喪失している者が13人確認できることから、A社B支社に勤務していた者は、この時点ですべて資格喪失手続きが行われたものと考えられる。

また、当該複数の同僚の陳述により、A社B支社は、操業停止後もD業務等の残務処理が数か月間行われていたことがうかがわれるものの、当時の事業主は所在が不明である上、同僚からも申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除についての具体的な陳述は得られなかった。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間②における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間②における保険料控除についての記憶は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで

私は、ずっと A 社の代表取締役であり、約 50 万円の役員報酬を受けていた。退職の 2 年から 3 年前からは役員報酬を約 38 万円に変更した記憶があるが、それ以外で報酬月額を大きく減額した記憶は無い。それなのに、社会保険事務所の職員から、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正され、9 万 8,000 円となっている旨の説明を受けた。

社会保険の手続は経理担当者が行っており、私は遡及訂正の手続に関与していないし、社会保険事務所の職員と相談したことも無い。

申立期間の標準報酬月額が、訂正前の 38 万円であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日（平成 6 年 2 月 28 日）の後の平成 6 年 5 月 10 日付けで、さかのぼって 38 万円から 9 万 8,000 円に引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

しかし、A 社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認でき、申立人自身も代表取締役であったと陳述している。

また、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、自身は関与しておらず、社会保険関係の手続は、経理担当者が行っていたと申し立てているが当該経理担当者は既に死亡しているため、陳述を得ることができない。

さらに、申立人は「当時の経営状況は苦しかった。」とも陳述しており、当該標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>さく</sup>及訂正は、会社の業務の一環としてなされた行為であると推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 39 年 7 月まで  
② 昭和 46 年 10 月から 49 年 12 月まで  
③ 昭和 60 年から平成 4 年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社でそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録も見当たらない上、事業主も所在不明であるため、事業主等から申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人がA社の上司及び同僚として記憶している者のうち2人は、社会保険事務所の記録において、同社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、前述の同僚等2人のうち聴取のできた1人は、「A社で健康保険証をもらった記憶は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と陳述している。

申立期間②については、B社に係る商業登記の記録によると、申立人が昭和

48年2月16日に同社の取締役役に就任していることが確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことは推認することができる。

しかし、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、商業登記の記録によると、B社は昭和54年に解散しており、事業主の所在も不明のため、事業主等から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和46年4月から49年12月までの期間の国民年金保険料を納付している。

加えて、申立人がB社に同期で入社したとする同僚も、同社における厚生年金保険の加入記録は無く、同人も申立期間について国民年金保険料を納付している。

申立期間③については、申立人は、C社にアルバイトとして勤務していたところ、同社の事業主は、「申立人の勤務実態は確認できないし、当社ではアルバイトは社会保険に加入させていない。また、社会保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と陳述している。

また、申立人は、申立期間を含む昭和58年4月から平成7年12月までの期間に、国民年金保険料の申請免除を受けている。

さらに、申立人は、C社から健康保険証をもらった記憶は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いと回答を受けた。  
昭和 38 年からは試用期間も厚生年金保険に加入するようになっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するC社D支店発行の個人履歴書から、申立人が、申立期間に、A社B支店に試用G職として勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について、C社E支店は、「試用期間については、入社後少なくとも2か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」としており、また、F社は、昭和38年以降、試用期間は厚生年金保険に加入させる旨の通達が発出されたが、実際の厚生年金保険の加入については、各事業所の裁量にゆだねられていたとしている。

また、申立人が記憶する同僚のうち、申立期間にB支店に勤務していた者は、同人の記憶によれば、昭和39年9月29日に入社し、臨時雇用及び試用社員の期間を経て、40年1月1日にF社の共済に加入しているが、共済加入までに厚生年金保険の加入記録は無く、「申立期間当時、試用期間が2か月から3か月程度有り、試用期間中の者のほとんどは厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、申立人が記憶するほかの同僚2人についても、厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な

点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4597

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月14日から3年10月9日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間もA社に継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人、事業主及び同僚は、申立人が途中で正社員から請負という契約形態に変更した旨陳述している。一方、請負となった時期について、申立人に明確な記憶は無いものの、申立人は10年間ぐらい請負をしていたとしており、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が平成12年6月2日であることから申立期間前後に請負の契約形態になったものと推認できる。

また、A社の担当者は、請負という契約形態に変更した者については社会保険を脱退させていたとしているところ、厚生年金保険被保険者名簿において申立期間の前後にいったん資格を喪失している同僚のうち8人は申立人と同様、請負となったことによるものであることが、同担当者及び同僚自身の陳述から推認できる。しかし、同担当者は、申立人の場合、請負という契約形態ではあったものの、家族の事情により健康保険への加入を希望したため、平成3年10月9日から社会保険に再加入させたと陳述している。

さらに、申立人の雇用保険、B健康保険組合及びC厚生年金基金の記録をみると、申立期間についての記録は無く、厚生年金保険と同様、平成3年10月9日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、事業主は厚生年金保険に加入させていない期間について、給与から保険料を控除することは無かったと陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月から 36 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 33 年 8 月 20 日から 40 年 6 月 30 日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者証の原本を保管しており、当該被保険者証によると「初めて資格を取得した年月日」は昭和 36 年 3 月 1 日であることが確認でき、これは社会保険事務所の記録と符合する。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が判明し、自身の入社日を記憶していた同僚 3 人のうち 2 人は、それぞれ入社したとする日から 2 年 1 か月後及び 6 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、当時当事業所では必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったものとみられる。

さらに、当該被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 1 日から 9 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所から、私の夫の申立期間における標準報酬月額が 9 万 8,000 円であるとの説明があった。平成 8 年又は 9 年ごろから A 社の経営が苦しくなり、代表取締役であった夫の報酬月額が 50 万円台から下がった記憶はあるが、9 万 8,000 円ということはない。

当時の社会保険事務は、夫と社員の一人が担当していた。

申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低くなっていると思われるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A 社が厚生年金保険の適用事業所で無くなった日 (平成 9 年 8 月 31 日) の後の平成 9 年 9 月 10 日付けで、8 年 7 月から同年 9 月までは 59 万円から、同年 10 月から 9 年 7 月までは 50 万円から、それぞれ 9 万 8,000 円にさかのぼって引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

しかし、A 社の閉鎖登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役であり、その妻も取締役であったことが確認でき、同人も、「申立期間当時に申立人は同社の代表取締役であった。」と陳述している。

また、申立人の妻は、「申立期間当時、A 社には厚生年金保険料の滞納があった。」、「申立期間当時の社会保険事務は、代表取締役であった申立人と社員

の一人が担当していた。」としていることから、申立人が、会社の業務の一環としてなされた標準報酬月額の変更訂正の事務に、関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、A社で昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで（申立期間①）C職として勤務した後、B社でもC職として同年 5 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで（申立期間②）勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、いずれの期間も厚生年金保険の加入期間として見当たらないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時のA社の従業員の一部が申立人を記憶していることから、申立人が申立期間のうち、の一定期間について同社に勤務していたことは推定できる。

しかし、健康保険組合のA社に係る健康保険加入記録をみると、申立人の加入記録が無く、申立期間当時の同社の事業主及び社会保険事務担当者は連絡先不明のため、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

申立期間②について、申立人がB社で申立期間において継続して勤務していたことは、申立期間当時の事業主の陳述から推定できる。

しかし、申立人は申立期間当時のB社の従業員数は約 10 人と陳述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間における被保険者数は、5 人であることが確認できる。この点について申立期間当時の同社の事業主は、「従業員の希望を聞いて厚生年金保険の加入手續を取らないことがあった。」と陳述している。

また、昭和 36 年 9 月ごろにB社に入社したとする従業員は、同年 11 月 6

日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同人が記憶する別の従業員については、申立人と同様に同社での加入記録が見当たらない。

以上のことから、B社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、健康保険の整理番号に欠番は無く、一連の手續に不備があったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から同年 10 月 9 日まで

私は、A社で昭和 31 年 6 月から同年 10 月 8 日までの期間、B職として勤務した。しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間として見当たらないので、同社で勤務していた期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間のうち、の一定期間についてA社で勤務していたことは、申立人が記憶する同社所在地の昭和 35 年版住宅案内図帳に同社の記載が確認できることから推定できる。

しかし、社会保険庁の記録において、A社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。このことは、同社が個人事業所であり、従業員数は事業主夫婦を除き、2人から3人であったとする申立人の陳述と符合する。

また、A社は、雇用保険適用事業所としての記録を確認することができず、商号登記簿を調査しても該当する事業所を確認することができなかった。

さらに、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立期間に係る申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から44年1月7日まで

私は、亡夫が経営していたA社に勤務し、B業務に従事していた。40年も前の事なので、証明できる書類等は何も残っていないが、申立期間においても勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の従業員の陳述内容から判断すると、申立人が申立期間も同社で継続して勤務していたことが推定できる。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人は昭和41年8月1日付けで被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を社会保険事務所に返却した後、44年1月7日付けで同社において被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、当該被保険者名簿に係る健康保険整理番号に欠番は無いことから、一連の手續に不備があったとは考え難い。

さらに、A社事業主の妻であり、同社役員及び事務責任者でもあった申立人が、資格喪失届を誤って社会保険事務所に提出したことに気付かなかったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 35 年 1 月 7 日まで

私は、昭和 33 年 4 月から 35 年 1 月 6 日までの期間、A 社に住み込みで勤務していた。

申立期間当時は、若かったこともあり、あまり記憶が定かではないが、昭和 35 年 2 月に他の事業所に転職した際、厚生年金保険の手帳を提出した覚えがあるので A 社でも社会保険には加入していたはずである。

申立期間について、勤務していたことに間違いはないので当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、一定期間、A 社で勤務していたことは、申立人より先に同社に入社した同僚の証言から推定できる。

しかし、申立人と同じく A 社に住み込みで勤務していたとする同年代で同職種の同僚も同社での厚生年金保険加入記録は無く、申立期間当時、同社は一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の A 社の事業主及び上記同年代で同職種の同僚は既に死亡しているため、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月ごろから同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 10 月ごろから 40 年 1 月 4 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 6 月 10 日まで  
④ 昭和 42 年 7 月 10 日から 43 年 7 月 10 日まで

私の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 2 月ごろから同年 12 月 20 日まで勤務していた A 社の記録、39 年 10 月ごろから 40 年 6 月 10 日まで勤務していた B 社の記録及び 42 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 10 日まで勤務していた C 社の記録のうち、申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を得た。当該期間は上記各事業所に継続して勤務しており、A 社及び C 社勤務時は特別な思い出があり、また、B 社の期間は、東京オリンピックが開催された月に入社したのを覚えている。社会保険庁に記録されている私の厚生年金保険の加入記録については納得がいかない。当時の給与明細等の資料は処分してしまい手元に無いが、給料から保険料が控除されていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 38 年 2 月ごろ A 社に入社し、同年 12 月 20 日まで継続して勤務し、事業主より厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

申立人が申立期間のうち、の一定期間 A 社に勤務していたことは、申立期間に同社で勤務していたことが確認できる同僚 1 人の陳述により推定できる。

しかし、別の同僚 2 人は、申立期間において A 社では、入社後 3 か月から 6 か月間の試用期間があり、試用期間終了後に社会保険に加入するようになっていたと陳述しており、当該 2 人の厚生年金保険加入記録をみると、入社後一定期間後に資格を取得していることが確認できる。

また、A 社は、平成 2 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申



立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②及び③について、申立人は、昭和 39 年 10 月ごろ B 社に入社し、40 年 6 月 10 日まで継続して勤務し、事業主より厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、申立人が記憶している同僚 2 人及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票から申立期間において B 社で勤務していたことが確認できる 8 人の同僚に、申立人の申立期間②及び③における勤務状況を確認したが、10 人全員が「記憶していない。」と陳述している。

また、B 社は、昭和 49 年 1 月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であることから、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、C 社に昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 7 月 10 日まで継続して勤務し、事業主より厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の C 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に同社で勤務していたことが確認できる 11 人の同僚に申立人の申立期間における勤務状況を確認したところ、11 人全員が「記憶していない。」と陳述している。また、申立期間における C 社の総務・経理事務担当者も申立人のことを「記憶していない。」と陳述している。

さらに、C 社は、「当時の勤務実態及び保険料控除等については、資料を破棄しているため不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が、申立期間①、②、③及び④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 10 日から同年 12 月 31 日まで  
② 昭和 36 年 1 月 7 日から 38 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、B社の昭和 35 年 3 月 10 日から同年 12 月 31 日までの期間及びA社の 36 年 1 月 7 日から 38 年 9 月 1 日までの期間について脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

昭和 38 年 8 月末に退職してすぐに実家に帰った。失業保険は 1 回もらったが、脱退手当金及び退職金はもらった記憶が無い。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期(おおむね 2 年以内。)に受給要件を満たし資格を喪失した者 21 名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 12 名に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある 2 名が事業主による代理請求で脱退手当金を受領したと陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 38 年 10 月 24 日に支給決定されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 16 日から同年 11 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）での厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 46 年 10 月 16 日である旨の回答をもらった。同社には、同年 10 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 10 月 31 日まで勤務したため、同年 11 月 1 日が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかし、B社が保有するC厚生年金基金の加入記録における申立人の資格喪失日は昭和 46 年 10 月 16 日であり、また、雇用保険の記録による申立人の離職日は同年 10 月 15 日となっており、いずれも社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、B社の人事担当者は、「申立期間当時の資料等が無いため、申立人の退職日は不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人が名字を記憶していた同僚が確認できたものの、当該同僚の所在は不明であり、当該同僚からは申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について陳述を得ることはできなかった。

このほか、当委員会において、申立人から直接意見の陳述を受けたが、申立期間における給与支給時期及び健康保険被保険者証の返納時期並びに厚生年金保険料の控除等について陳述を得ることができなかつたほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 12 月 25 日まで

私は、A社で勤務していた時に、個人商店のB事業所から、法人化したいので会社の総務関係を担当してほしいと言われ、正社員として入社した。給与も従業員の中では一番高額だったのに、同社での勤務期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録(昭和41年4月1日に資格を取得、43年1月25日に離職。)及び複数の同僚の陳述から、雇用形態は特定できないものの、申立期間当時、申立人がC社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録から、C社の厚生年金保険の新規適用日は昭和39年8月1日となっていることが確認でき、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の新規適用日以降、申立期間中に資格を取得している者は29人みられるものの、申立人に該当する記録は確認できないところ、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、また、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、申立人は、昭和38年4月1日から43年12月25日までC社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険庁の記録において、当該申立期間と重なる38年4月15日から52年5月26日まではD社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間においてはD社以外の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 3 月から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和 23 年 3 月から 26 年 3 月末日まで勤務したのに、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 23 年 7 月 1 日とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚 10 人に対して照会したところ 7 人から回答があり、このうち 5 人の同僚は、「同社では、入社後 2 か月から 5 か月までの試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨回答している。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

加えて、A社の申立期間当時の社長は既に亡くなっており、同社も既に廃業していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 8 日から 34 年 3 月 19 日まで

私は、高校を卒業後、既に合格していた 2 社ではなく、叔母に誘われて、いとこの勤務する A 社に入社した。社長の家に下宿し、昭和 32 年 3 月 8 日から 34 年 3 月 19 日まで同社に勤務し、親会社の B 社で C 業務に従事していた。社会保険庁の記録では、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた A 社の取締役 2 人の陳述から、在職期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A 社に入社以来、社長宅に下宿し、親会社の B 社で勤務していたとしているところ、申立人が名前を挙げた同僚 8 人にも、A 社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことから、事業主は、申立期間当時においてすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではないことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人が A 社に入社したとする昭和 32 年 3 月に厚生年金保険の記号番号を払い出されている約 2,600 人分の記録を調査したが、同社及び B 社を含め、どの事業所においても申立人に係る厚生年金保険の記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、同僚調査においても申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての確認はできなかった。

加えて、A 社は、昭和 36 年 6 月 30 日に適用事業所で無くなっているほか、同社の申立期間当時の事業主及び給与担当者は既に亡くなっており、これらの



者から同社における申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から同年 8 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、昭和 49 年 6 月 6 日から同年 8 月 25 日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立期間当時を含めたすべての『健康保険厚生年金保険の資格取得喪失届』の控え及び昭和 49 年の定時決定に係る『被保険者標準報酬決定通知書』を保管しているが、その中に申立人の氏名は無いことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者となっておらず、厚生年金保険料の控除もされていなかったはずである。」と陳述している。

また、上記事業主は、「現在、アルバイト等の社会保険加入手続については、雇用保険のみ入社時に行い、健康保険及び厚生年金保険については約 1 か月後に行っていることから、申立期間当時もそのような取扱いを行っていたと考えられる。」と陳述している。

さらに、社会保険庁の記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

加えて、申立人は健康保険被保険者証の受領及び厚生年金保険料控除の有無について覚えておらず、また、同僚からも保険料控除について確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 9 月まで

私が A 社（現在は、B 社。）に勤務していた時の厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 3 月までの標準報酬月額より低くなっている。

入社以来、給料が下がったことがなく納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管している C 厚生年金基金に係る標準報酬月額の記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が社会保険庁の記録と同じであることが確認できることから、事業主は、社会保険庁の記録どおり、申立人の標準報酬月額の届出を行ったと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録があるページを見ると、多数の被保険者の標準報酬月額が申立人と同じ昭和 47 年 4 月に下がっていることが確認できるほか、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚 9 人全員も標準報酬月額が下がっていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

さらに、複数の同僚は、「標準報酬月額が下がった理由は、昭和 47 年に当該事業所の賞与の支給回数が年 4 回から 2 回に変わったため。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、社会保険庁では年間 4 回以上の賞与は標準報酬月額決定の算定基礎とするよう事業所を指導していたところ、当該事業所が賞与の支給回数を 4 回から 2 回に見直したことにより、算定基礎とされなくなったために標準報酬月額が低くなったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったとは認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 4 月 1 日から 17 年 7 月 6 日まで  
② 昭和 17 年 8 月 10 日から 18 年 10 月 31 日まで

労働者年金保険及び厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には徴用された期間を除き継続して勤務していたので、申立期間について労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、労働者年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、申立期間①のうち、昭和 16 年 12 月 31 日以前の期間については、労働者年金保険法が施行される前の期間に当たり、また、17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、同法の施行準備期間で、労働者年金保険の被保険者とはならない期間とされている。

さらに、申立期間①のうち昭和 17 年 6 月 1 日から同年 7 月 6 日までの期間及び申立期間②については、労働者年金保険法の施行後の期間であるものの、同法において、適用対象者は男子筋肉労働者のみとされているところ、申立人は、自ら当該事業所ではB職であったと陳述しており、男子筋肉労働者では無かったと認められることから、労働者年金保険法の被保険者としては取り扱われていなかったものと考えるのが相当である。

これらのことから、申立人が申立期間において労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 14 年 4 月 26 日まで

社会保険庁の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成 4 年 5 月から 14 年 3 月までの期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額と相違している。

申立期間の給与明細書があるので、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と同額又はそれよりも低額となっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月4日から40年6月21日まで  
② 昭和40年6月21日から41年8月1日まで

私は、昭和39年1月から42年6月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、39年1月から40年5月までの加入記録がB社とされており(申立期間①)、同年6月から41年7月までの加入記録が無かった(申立期間②)。

申立期間①をA社の厚生年金保険被保険者期間に訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、当該期間の事業所名がB社とされていると申し立てている。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前が確認でき、同社の商業登記簿謄本の役員欄に申立人が上司と記憶している者の氏名も確認できる。

また、申立期間①当時、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿で資格を取得していることが確認できる複数の従業員は、「A社の入社試験を受けたが、事前に関連会社の配属になる場合もあるとの説明を受け、実際の採用では、関連会社のB社に配属になった。」と陳述しているところ、A社は、「申立人を当社で採用したが、配属はB社になり、厚生年金保険の被保険者資格も同社で取得させた可能性がある。」と回答している。

上記の事情から判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険の事業所名がA社であったと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、昭和40年6月21日から41年8月1日



の期間について、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の加入記録と一致する上、A社から提出のあった申立人の厚生年金保険の資格取得届（取得日：昭和41年8月1日。）及び資格喪失届（喪失日：昭和42年6月11日。）の日付は社会保険庁の記録と一致する。

また、申立期間②当時、B社及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認でき、住所が判明した同僚38人（B社在籍8人、A社在籍13人、両社に在籍17人。）に文書照会したところ、26人から回答があり、全員が「申立人のことを知らない。」と陳述している。

さらに、A社には申立人の人事記録等は残されておらず、申立期間における申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年11月ごろから34年12月1日まで  
② 昭和34年12月1日から35年8月ごろまで  
③ 昭和38年8月ごろから40年3月ごろまで

私は、昭和32年11月ごろから35年8月ごろまでA市B町のC事業所に、また、38年8月ごろから40年3月ごろまでD市E町のF社に勤務していた。社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤めていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和32年11月ごろから34年12月1日までの期間については、同僚の証言から、申立人は、時期は明確でないもののC事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年12月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、C事業所の同僚1名は申立期間①について、「当時の従業員数は3名から4名で、社会保険には加入できなかった。」と証言している。

申立期間②の昭和34年12月1日から35年8月ごろまでの期間については、申立人は、C事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年12月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚は、申立人が申立期間②に在籍していたかについて「記憶していない。」と証言している。

また、申立人は、「C事業所を退職した後、G社のH県で秋から約1年勤務した。」と陳述しており、その後、I社で昭和36年1月1日に厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がC事業所を退職した時期は34年の秋期と考えられ、申立期間②当時、申立人はC事業所に在籍していなかったと推認される。

申立期間③の昭和38年8月ごろから40年3月ごろまでの期間については、申立人は、F社に勤務していたと申し立てている。

しかし、F社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年8月1日であり、申立期間③は適用事業所となっていない。

また、F社は、「申立人に係る人事記録は残されておらず、当時の事情を知る者もない。」と回答しており、さらに、申立人は、同社における同僚を1人も記憶していないことから、申立人の同社における勤務の状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月から 38 年 8 月まで  
② 昭和 44 年 10 月から 45 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、申立期間に勤務したのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 37 年 11 月から 38 年 8 月までの期間については、申立人はA社の正社員として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、事業主は既に死亡し、役員の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間①当時、申立人がA社に勤務していたことを証言する同僚等はいなかった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①を含む昭和 37 年 11 月から 38 年 8 月までの期間にかけて健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②の昭和 44 年 10 月から 45 年 7 月までの期間については、B社に勤務していた複数の同僚の証言により、時期は明確でないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録においてB社は、昭和45年4月1日以降は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は昭和46年6月30日に解散しており、事業主は既に死亡し、役員との連絡先も不明であることから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和44年10月から45年3月までの期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

加えて、申立期間②において、公共職業定所に申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 4617

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月8日から62年4月17日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険庁に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、昭和62年まで事業を営んでいたため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で事業を営み、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は、社会保険事務所において昭和59年8月8日受付で営業不振による休業を事由として適用事業所で無くなった旨の処理が行われており、申立人の被保険者資格も同日付けで喪失処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社を1人で経営していた。」と陳述しており、社会保険庁の記録からも、申立人は同社の事業主であったことが認められる。

このため、A社の事業主であった申立人が、昭和59年8月8日に同社からの届出により行われた同社に係る全喪処理及び申立人の厚生年金保険資格の喪失手続について全く関与せず、また、承知していなかったとは考え難い。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書きの規定により、申立期間当時、A社の事業主であった申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。